

に広域へ、あるいは全国へと、「連携」による事業の拡大・発展を促進することで、NPO等の組織力の強化を支援し、活動の後押しとなることが本助成事業の役割であるともいえる。

行政の行うことには、この分野においては限界がある。また、行政が良くその責務を果たすには、多様な地域の市民やNPOと協働することによって、行政の効率化と重点化が図られる。そのような行政と市民・NPOとのパートナーシップは難しい。我が国における公共圏の形成に必須であるその役割を、機構は担っているといえよう。

地域の中の福祉課題やニーズを身近な生活の中で捉え、それを社会化し、協働につなげ、問題解決に向かうという、こうした動きを大きく推進させるような助成の方向性が、一層求められているといえる。

おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、これまで約20年にわたり、NPOなどの民間福祉活動団体による約12,000件の事業に対し、総額662億円にのぼる助成を行ってきた。

この約20年の間、高齢化や少子化の一層の進行、経済成長の鈍化など、様々な社会的、経済的環境の変化が起こった。それに伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化とともに、介護保険制度や障害者自立支援法の施行、その後の改正などにより、民間福祉活動を取り組む環境も急激に変化した。

こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自発的で柔軟性のある活動が、各地で実績をあげることで人々の認知を獲得し、それぞれの地域に根付き始めている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者等への支援においても、NPOやボランティアなどの迅速で柔軟な行動力によるきめ細かな活動が、これまでの被災地の復旧・復興の下支えとして大きく貢献してきた。

今後も、長期にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、様々な新しい福祉課題が生まれてくることが予想され、被災者の生活・福祉に係る問題への対処や地域の復興のためにNPOやボランティアなどの支援活動が望まれる。

被災地に限らず、地域における福祉課題の多くは、個別性が高く非貨幣的なニーズに基づくものであり、かつてのように行政による普遍的な施策のみでは対応が困難なものが増えている。そうした中にあって、NPOなどの民間福祉団体による温かみのある血

の通った活動に対する認知が向上し、単に制度やサービスの隙間を埋めるだけではなく、前述のような地域における連携や協働の提案者や「ハブ」となり、新たに生まれるニーズに柔軟に対処し、あるいは失われつつあるつながりや糸をつくり直すことを通して、地域社会の再生のために大きな実績をあげつつある。

こうした活動の芽を絶やすことなく、一層後押ししながら、そこですくいあげたニーズや課題を必要な政策へつなげるためにも、助成制度の在り方とともにこの事業評価の真価もさらに関わって来るといえる。国庫補助金という限られた資金を有効に配分し、最大の効果を上げるためにも、ヒアリング評価等を通じた助言や情報提供など、様々な側面的支援を併せて行うことで、助成事業の質を高め、効果の最大化を図っていくことも重要である。

本年1月に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、今後、機構は、一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事業・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる「成果目標達成法人」に位置付けられる方向となった。

これまでも、機構の助成制度は、助成の財源や規模、枠組みなどを変えながら、NPOなどの民間活動への助成を通じ、自主性・主体性をもつて政策の補完や下支え、民間福祉活動の振興などの役割を果たしてきた。

新たな法人制度のもとでは、民間財団等の助成と異なり、地域や現場のニーズや課題をまとめ、助成の方向性に反映するとともに、政策にもつなげていくという、行政と地域や福祉現場の中間に位置する機関ならではの立ち位置や役割を十分活かして、より大きな効果を社会にもたらしていくことがますます求められる。

これまで約20年間の助成実績とノウハウを活かし、単に助成金の交付のみにとどまらない活動団体への様々な支援など、時代の要請に即した、民間福祉活動に対する機関ならではの支援の一層の展開に期待し、本報告書の結びとする。

ヒアリング評価 事例①

特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会 『 困窮要介護単身高齢者地域支援拠点設置事業 』

要介護・認知症等を抱える単身の低所得高齢者が、住み慣れた地域で継続的な在宅生活を送るためにシステムとして、24時間・365日対応の緊急ショートスティック「サポートセンター」を設置する事業である。

本助成事業では、サポートセントターを拠点に、単身・在宅生活を送っている低所得高齢者に対し、訪問による日常生活支援を実施し、利用者の心身状態に合わせて、個々に応じた社会サービスを提供するための支援計画を作成する事業である。

現在は、地域ケアのネットワーク作りに向けた連携を積み重ね、高齢者が安心・安定した在宅生活を継続できるようなシステムを構築している。具体的には地域の医療機関や訪問介護、訪問看護事業所との繋がりを行い、継続的で安心した在宅生活を送ることができるよう体制作に取組んでいる。

【外部有識者の評価コメント】

行政で扱い得ない制度の谷間や3重苦(高齢・単身・低所得)に加えて精神という4重苦への対応を、福祉事務所の1生保ワーカーが担うことには現実的には全く不可能である。この事例は新宿区というこの領域について先進的な取り組みを行う区行政および担当者達の協力があつて可能なものとなつたが、このような事業体が存在することによって、いわば新宿区の地域性を踏まえ、行政との良好なパートナーシップのもとで事業を進めていることも成功事例として特筆すべきである。

ヒアリング評価 事例②

特定非営利活動法人 多摩在宅支援センター円 『 精神疾患をもつ親とその家族の在り方検討事業 』

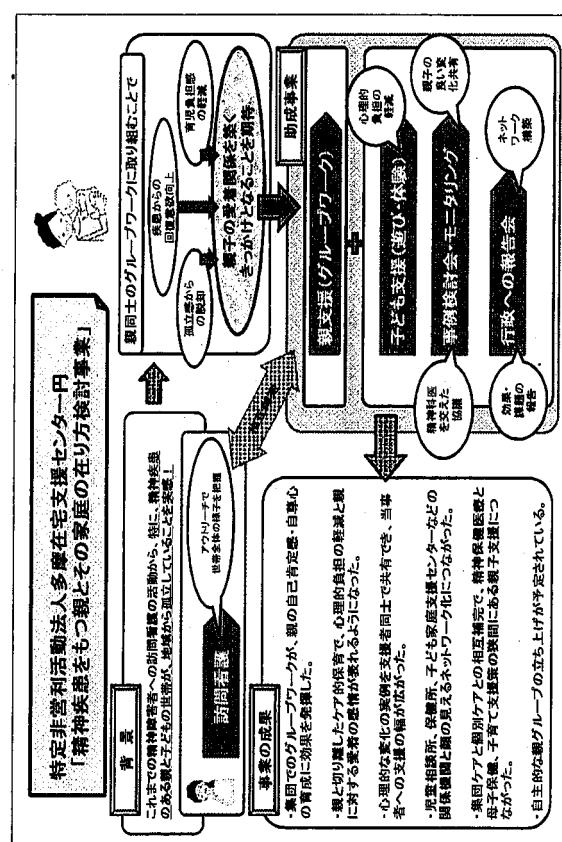
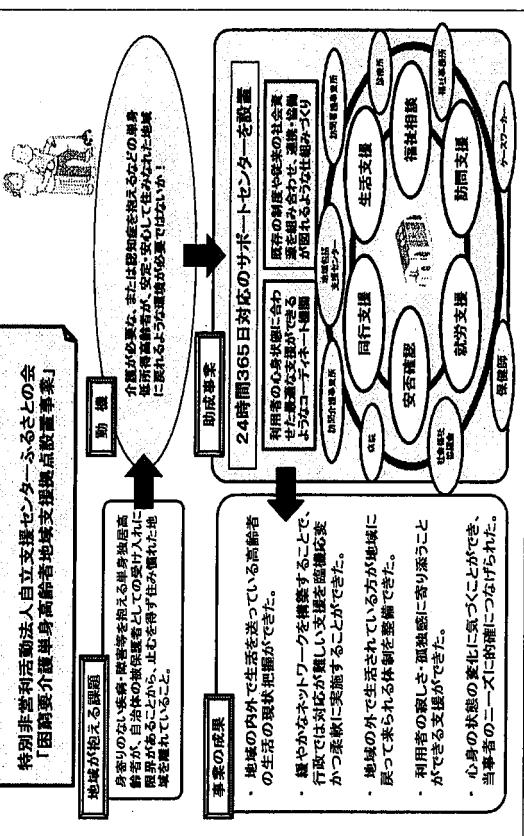
多摩在宅支援センター円では、訪問看護を中心とした事業を展開しており、社会的無支援者へサービスが届くことを方針に掲げている。育児困難な精神疾患の利用世帯は、訪問看護利用対象者の10%を占めているものの、既存の社会資源にはなかなか繋がりにくく、さらには精神保健分野と母子保健分野の連携が不十分なことから、訪問看護でつながっている当法人が精神疾患をもつ親と子のグループワークを実施することとした。

本事業を行うことで、ハ王子市様のサービスへ事例を通してつながること、また、報告会を実施することで、地方で立ち上げようとしている大学関係者及び研究者が、インタビューや見学に来るなど、波及効果が表れている。

【外部有識者の評価コメント】

地域の行政、医療、福祉に跨りながら、制度の隙間に陥りやすく、持続的支援につながりにくい精神疾患を抱える母子に対して、訪問看護ではなく、月1回のグループミーティング参加を通じてケアしていく試みは、地味であるが先駆的で独創的事業として評価できる。送迎や子どもグループのボランティアに心理の学生を募り、参加者親子が仲間へ繋がる力を回復に向かうグループ活動は、地域福祉的事業で一民間の訪問看護ステーションの活動として画期的なものである。

報告書も、1年間の生き生きした活動記録に専門的考察も踏まえ、事業の実質的な成果が記録されている。事業のプロセスや成果から、費用対効果もかなり高いと評価されたこのようないい事業こそ、今後他の地域に広く普及していって欲しい。そのためにも、行政や医療関係者に本事業の成果が注目されることを期待する。

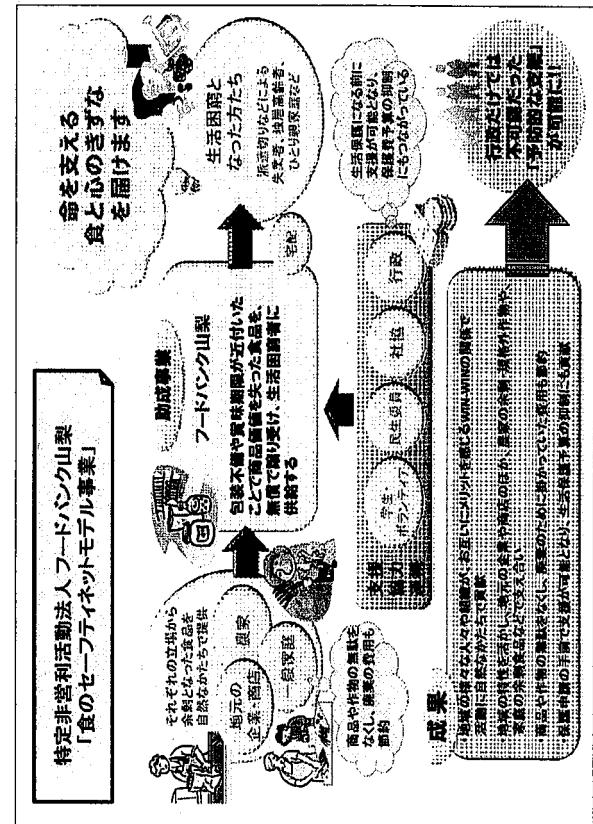


ヒアリング評価 事例③
特定非営利活動法人 フードバンク山梨
『食のサーフィネットモビル事業』

この面は山梨県南アルプス市に所在しており、都市部の活動と趣を異にし、地域の特性を存分に活かし、既成の食品だけでなく地元農家より規格外作物の提供などを受け、活動を充実させている。また、行政や民選委員会による地域の団体などとも緊密に連携し、生活保護が必要となる以前にこうした支援で支え合うことが、結果として生活保護費の増加の抑制効果にもつながっている。

ホームレスや生活困窮者のもとに、生活に欠かせない食品が渡ることにより、大きな費用を発生させることなく、生活を支えることができ、企業などの側にとっても、廃棄物の発生や医療費用を抑制できるだけでなく、福祉活動に貢献できるという点で新たなCSRの形としても注目されている。

そして何より、派遣切りなどによる失業者、独居高齢者やひとり親家庭などが、何らかの理由で厳しい状況となつた際、生活保護の対象やホームレスなどとなる前に、予防的な支援を行うことのできる支え合いの仕組みが存在することには、地域にとって大変大きな強みなどしている。



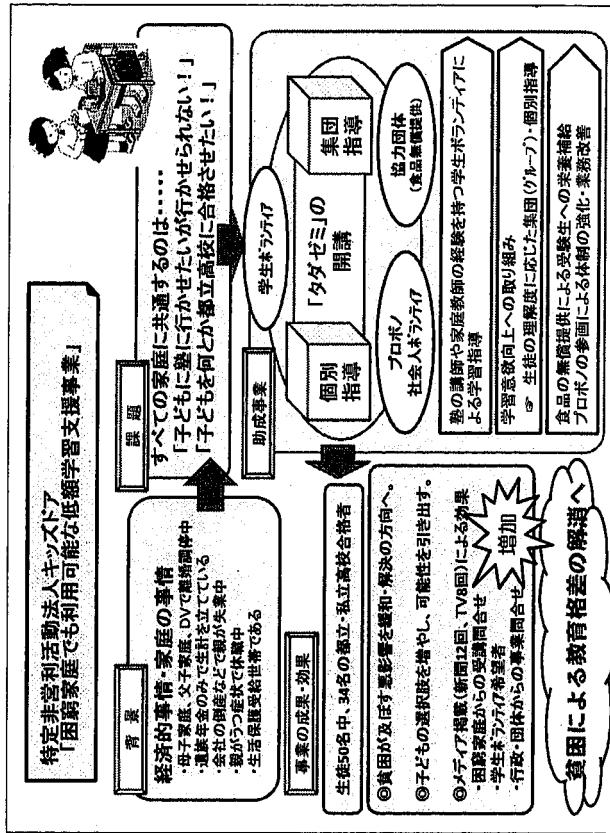
ヒアリング評価事例④

特定非営利活動法人 キッズドア
【困窮家庭でも利用可能な低額学習支援事業】

母子家庭などのひとり親家庭や、昨今の経済状況により困窮する家庭に育つ子どもたちが、塾や家庭教師などの有償学習支援を受けられず、高校受験などで生じている「教育格差」の解消を目的として、学生ボランティアによつて無料で高校受験のための学習支援を行う事業である。

学習支援とともに、受験期間中にはセカンドハーベスト・ジャパンの協力を得て食品提供を行うことにより、子どもたちの栄養管理や親との時間をより多く共有してもらいういたい動きがなど、困難家庭の生活環境の改善に進歩を目指す子どもたちの健康面、メンタル面からもサポートしている。

本事業は、「日本の子どもの貧困」や「教育格差」という今まであまり日本社会で知られていなかった問題に正面から向き合い、それを克服する市民活動としてマスメディアにも多数取り上げられ、「日本の子どもの状況」や「国内の子ども支援」、「教育支援」について、広く社会一般の人々が考えるきっかけになるとともに、他の地域において同じ境遇にある子どもたちへの支援の広がりといった波及効果も表れている。



東日本大震災において被災した共済契約者への対応

①共済契約者、業務委託先への通知を作成（平成23年3月23日付）

※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県のうち、報道等により指定された被災地域を抽出（348件）

（共済契約者）

→掛金届を始めとする諸届の提出、掛金納付について、機構からの連絡があるまではお待ちいただくことの周知

→フリーダイヤルを設けた旨の周知

→連絡がつきにくい場合は、最寄りの業務委託先に連絡する旨の周知

（業務委託先）

→上記内容の通知を共済契約者向けに通知した旨の周知

②共済契約者、業務委託先への通知を作成（平成23年3月31日付）

※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県のうち、報道等により指定された被災地域を抽出（348件）

（共済契約者）

→掛金納付期限延長についてのお知らせ

→罹災証明書の添付は必要がない（罹災証明をする行政機関が機能しない場合）

→フリーダイヤルの周知

（業務委託先への通知）

→上記内容の通知を共済契約者向けに通知した旨の周知

③機構HPへの情報掲載（平成23年3月31日）

→HP上に掛金納付期限延長の実施について掲載

④被災地における共済契約者への動向調査について（平成23年4月18日～）

→動向調査①（4月18日～25日）

- ・掛金納付対象職員届未提出の契約者へ提出時期の確認
- ・電子届出システムの利用が困難な契約者については、紙媒体手続きへの切り替え
- ・掛金納付時期の確認及び掛金納付期限延長の案内

→動向調査②（4月26日～5月10日）

- ・動向調査①で電話照会ができなかった共済契約者への対応

→動向調査③（5月10日～5月19日）

- ・全ての共済契約者の状況を確認

⑤WAM5月号に掛金納付期限延長の概要を掲載

⑥保育界（日本保育協会発行）に掛金納付期限延長の概要を掲載

⑦掛金納付期限延長申請に対する手続き（平成23年7月1日、平成23年7月14日）

→申請のあった21法人に対して掛金納付期限の延長を承認

平成 24 年 2 月 8 日

社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設職員等退職手当共済事業の単位掛金額について

1. 経緯及び概要

独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）が実施する社会福祉施設等退職手当共済事業については、社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員、特定社会福祉事業に従事する職員及び特定介護保険施設等の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とし実施している。

給付の財源となる掛け金の単位掛け金額については、社会福祉施設職員等退職手当共済法において、「おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされ、平成 19 年度からの 5 ヶ年については、44,700 円という掛け金設定を行っているところである。

今般、平成 19 年度から 5 ヶ年経過することに伴い、単位掛け金額を見直す必要が生じたことから長期推計を行い適正な金額を算出した。

（参考）社会福祉施設職員等退職手当共済法（抜粋）

第十五条（略）

2（略）

3 前項に規定する掛け金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

2. 長期推計の前提条件及び結果

別紙 1 のとおり。

3. 長期推計の詳細

別紙 2 のとおり。

4. 平成 24 年度からの単位掛け金額

経済情勢の動向によっては、退職率の上昇等により給付費総額の上昇が想定されることから、当面の間、単位掛け金は 44,700 円とし今後の経済情勢等に注視しつつ、必要に応じ単位掛け金を見直していく。

なお、長期推計の結果をみると、平成 25 年度までは支払準備金は増加するものの平成 26 年度以降は、国庫補助対象外の職員割合が増えることなどにより準備金を取り崩す必要性が生じる。

（参考）単位掛け金額の推移

H12～H15	H16～H18	H19～H23
39,000円	42,300円	44,700円

退職手当共済事業の長期推計について

1. 長期推計の前提条件

- (1) 被共済職員数の伸び率、退職率、請求率、平均給付額（平均計算基礎額）についてはすべて4ヶ年平均値とした。
 (2) 単位掛金額は44,700円とした。

【参考：推計に使用している具体的な数値（4ヶ年平均値）】

被共済職員数の伸び率

社会福祉施設等	104.5%
特定介護保険施設等	97.4%
申出施設等	103.6%

退職率（抜粋）

在籍1年（男性）	12.0%
在籍1年（女性）	14.8%
在籍10年（男性）	5.3%
在籍10年（女性）	8.2%
全体	11.6%

請求率（抜粋）

在籍1年（前々年度退職者）	2.4%
在籍1年（前年度退職者）	60.0%
在籍1年（当年度退職者）	37.6%
在籍10年（前々年度退職者）	0.5%
在籍10年（前年度退職者）	60.0%
在籍10年（当年度退職者）	39.5%

平均計算基礎額（抜粋）

在籍1年（男性）	168,659円
在籍1年（女性）	156,472円
在籍10年（男性）	230,381円
在籍10年（女性）	201,930円

2. 長期推計の結果

(1) 被共済職員数

- ・被共済職員の総数は、毎年約20,000人ずつ増加し続ける。
- ・特定介護保険施設等職員のうち、公的助成有の職員数は10年後には75,688人の減、公的助成無の職員数は10年後には23,318人の増となる。公的助成有の職員の減少数が公的助成有の職員の増加数を上回るため、特定介護保険施設等職員の総数においては毎年約6,000人ずつ減少する。
- ・国庫補助対象職員の割合は、特定介護保険施設等職員のうち公的助成有の職員数の減少により毎年低下する。

(2) 退職者数

- ・退職者数は、被共済職員数の伸びに伴い、増加し続ける。

(3) 給付財源

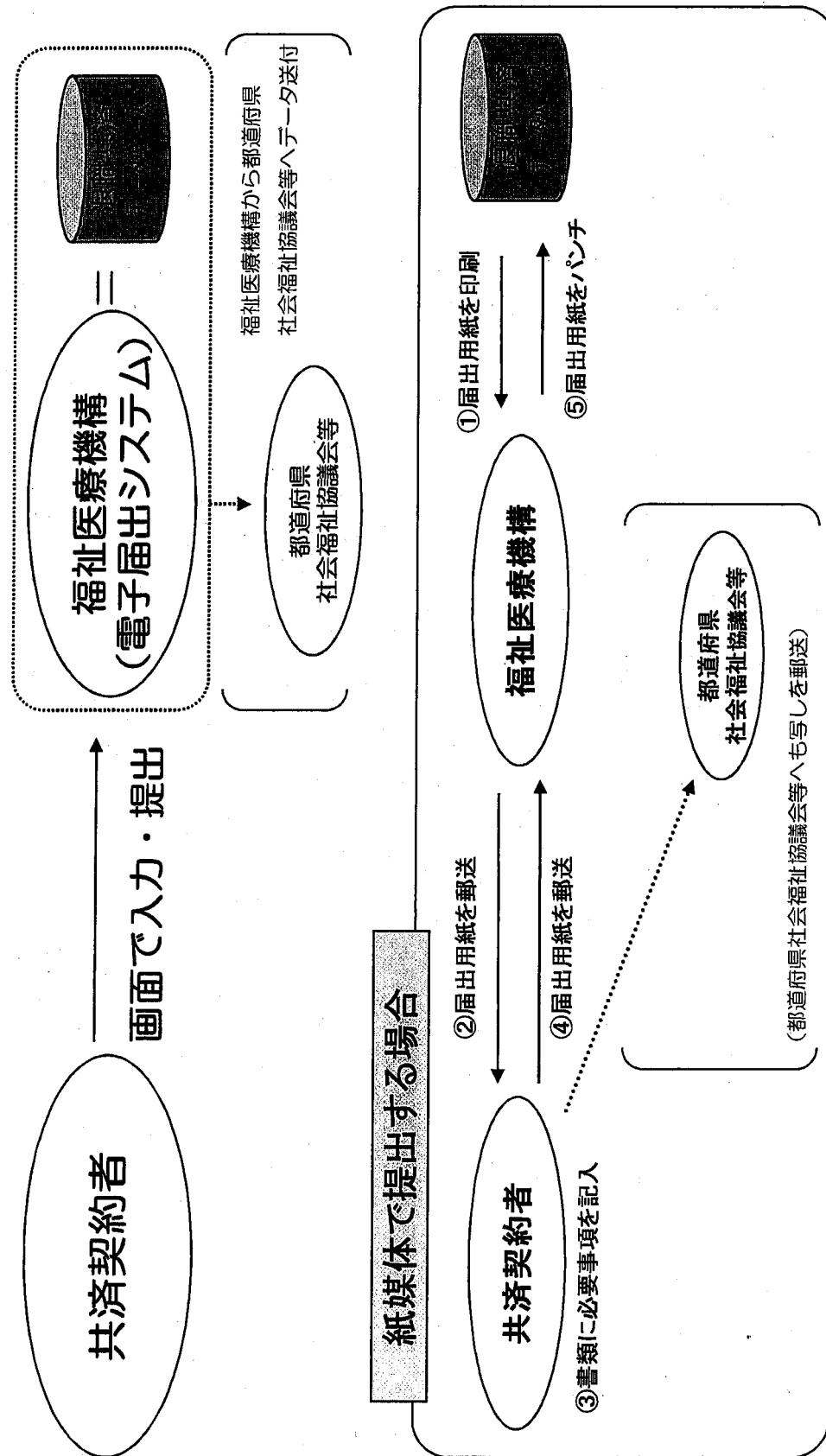
- ・国庫補助対象職員の割合の低下、一人あたりの給付額の増加により、掛金収入から給付費に充当する額が増加し、準備金に繰り入れる額は毎年減少する。平成26年度からは準備金への繰入ができなくなる。
- ・平成27年度以降は、給付財源に必要な掛金収入を確保できなくなることにより収支がマイナスに転ずるため、準備金を取り崩すこととなる。

長期推計の詳細

基準年度	平成23年度
------	--------

年度	推計年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
被共済職員数(人)	719,947	734,303	749,749	766,322	784,060	803,004	823,199	844,689	867,521	891,745	
社会福祉施設等	433,170	452,652	473,021	494,307	516,551	539,795	564,086	589,470	615,996	643,716	
特定介護保険施設等	250,703	244,260	237,983	231,867	225,908	220,102	214,445	208,934	203,565	198,333	
公的助成有	159,251	146,506	135,495	125,817	117,151	109,289	102,103	95,495	89,342	83,563	
公的助成無	91,452	97,754	102,488	106,050	108,757	110,813	112,342	113,439	114,223	114,770	
申出施設等	36,074	37,391	38,745	40,148	41,601	43,107	44,668	46,285	47,960	49,696	
国庫補助対象職員の割合	82.3%	81.6%	81.2%	80.9%	80.8%	80.8%	80.9%	80.9%	81.1%	81.3%	
退職者数(人)	81,841	83,314	84,762	86,536	88,537	90,725	93,079	95,633	98,372	101,312	
給付者数(人)	73,166	73,959	75,276	76,874	78,631	80,544	82,633	84,883	87,294		
退職手当金の財源(億円)	973	995	1,027	1,061	1,093	1,124	1,158	1,189	1,224		
掛金収入	449	461	473	485	497	508	520	533	546		
国車補助金	262	267	277	288	298	308	319	328	339		
都道府県補助金	262	267	277	288	298	308	319	328	339		
給付費総額(億円)	964	988	1,027	1,068	1,105	1,142	1,179	1,212	1,248		
補助金算定対象額	786	802	831	863	893	925	956	985	1,018		
收支差(億円)	9	7	7	7	7	12	18	21	23	▲24	
年度末給付費支払準備金(億円)	190	199	206	205	199	187	169	148	125	101	
1人あたりの平均給付額(千円)	1,318	1,336	1,364	1,389	1,405	1,418	1,427	1,428	1,430		
単位掛金額(円)	44,700	44,700	44,700	44,700	44,700	44,700	44,700	44,700	44,700	44,700	

退職手当共済電子届出システムの概要



平成24年度電子申請 アンケート

(平成24年6月4日開催)
アンケート提出者数: 4438

Q1. お客様に対する当機構職員の言葉うかがい、対応はいかがでしたか?

1. 適足	2744
2. やや満足	1183
3. やや不満足	59
4. 不満足	20

3.4を選択された方は理由をご入力ください。
→「別紙)平成24年度電子申請 アンケート
自由記載内容一覧」参照

1. とても簡単だった	1239
2. 簡單だった	2815
3. 簡単なかった	329
4. とても難しかった	31

107
3.4を選択された方は理由をご入力ください。
→「別紙)平成24年度電子申請 アンケート
自由記載内容一覧」参照

1. もっと更新期間を長くすべき	1555
2. 現行の6か月更新で妥当	2743
3. 現行更新期間を短すぎます	14
4. その他	69

別紙参照
1.3を選択された方はご要望の更新期間を、
4を選択された方はご意見をご入力ください。
→「別紙)平成24年度電子申請 アンケート
自由記載内容一覧」参照

Q4.複数の共済契約加入施設事業を経営されている共済要約者ご担当者の方へ、電子届出システムを利用する際のID・パスワードについてお聞きします。	
1. 現行どおりID・パスワードは共済契約者に付されれば良い。	3402
2. 共済契約者がID・パスワードを毎回毎回入力するのが面倒だ。	140
3. 他の	21

3を選択された方はご意見をご入力ください。
→「別紙)平成24年度電子申請 アンケート
自由記載内容一覧」参照

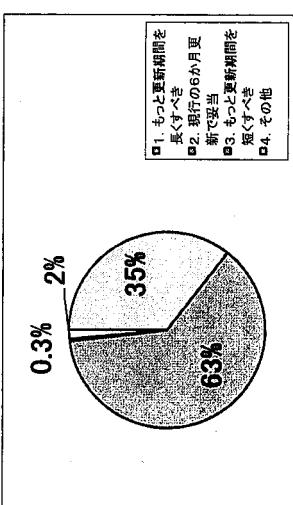
Q5.電子届出システムへログイン(WAM.NET)画面でID・パスワードを入力後、共済契約番号を入力し電子届出システムトップページを表示させることには分かりやすかったですか?	
1. 利用した	1527
2. 利用していない	2760
3. その他	91

2を選択された方は理由を、ご入力ください。
→「別紙)平成24年度電子申請 アンケート
自由記載内容一覧」参照

Q6.「掛金納付対象職員」の入力は分かりやすかったですか?	
1. とても簡単だった	955
2. 簡単だった	3045
3. 簡単なかった	364
4. とても難しかった	27

3.4を選択された方は理由をご入力ください。
→「別紙)平成24年度電子申請 アンケート
自由記載内容一覧」参照

□1. もっと更新期間を長くすべき	22%
□2. 簡単だった	69%
□3. 難しかった	1%
□4. とても難しかった	0.8%

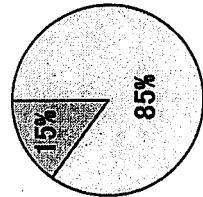


1. もっと更新期間を長くすべき	1555
2. 現行の6か月更新で妥当	2743
3. 現行更新期間を短すぎます	14
4. その他	69

別紙参照
1.3を選択された方はご要望の更新期間を、
4を選択された方はご意見をご入力ください。
→「別紙)平成24年度電子申請 アンケート
自由記載内容一覧」参照

Q9. 共済職員加入届の電子届出システムをご利用になりましたか？	
1. 利用した	1246
2. 利用していない	221

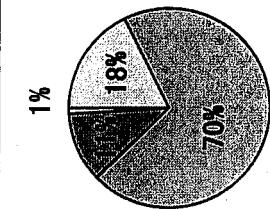
1. 電子届出システムで作成した
2. 手書きで記入作成した



「3. その他」を選択された方はご意見をご入力ください。
（全角）
→「アンケート結果・申出書」シート参照

Q8. 共済職員退職届の電子届出システムをご利用になりましたか？	
1. 利用した	1932
2. 利用していない	2229

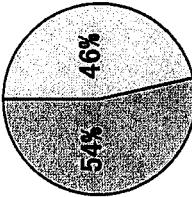
1. とても簡単だった
2. 簡単だった
3. 難しかった
4. とても難しかった



3.4を選択された方は理由をご入力ください。（全角）
→「別紙 平成24年度電子申請一覧」参照

Q8. 共済職員退職届の電子届出システムをご利用になりましたか？	
1. 利用した	1074
2. 利用していない	106

1. 利用した
2. 利用していない

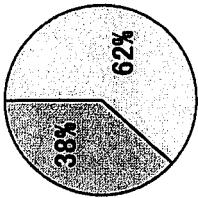


Q9. 共済職員加入届の電子届出システムで作成した方にお聞きします。「被共済職員退職届」の入力は分かりやすかったですか？	
1. とても簡単だった	328
2. 簡単だった	261
3. 難しかった	106
4. とても難しかった	13

3.4を選択された方は理由をご入力ください。
→「別紙 平成24年度電子申請一覧」参照

Q9. 共済職員加入届の電子届出システムをご利用になりましたか？	
1. 利用した	2536
2. 利用していない	1983

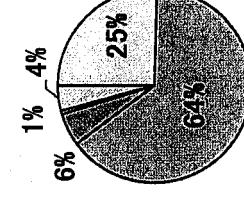
1. 利用した
2. 利用していない



Q10. インターネットによる電子届出により、紙媒体での手続きと比べて事務の負担が軽減されましたか？	
1. 大幅に軽減された	1097
2. 軽減された	2783
3. 軽減が見えた	237
4. 大幅に負担が増えた	23
5. 紙媒体で提出した方がいい	182

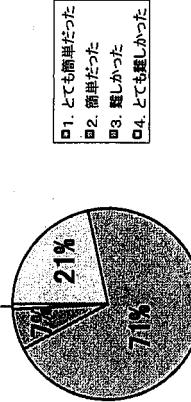
Q10. インターネットによる電子届出により、紙媒体での手続きと比べて事務の負担が軽減されましたか？	
1. 大幅に軽減された	1097
2. 軽減された	2783
3. 軽減が見えた	237
4. 大幅に負担が増えた	23
5. 紙媒体で提出した方がいい	182

1. とても簡単だった
2. 簡単だった
3. 難しかった
4. とても難しかった



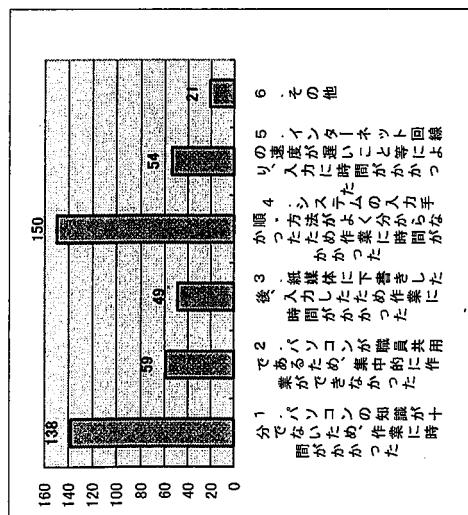
(A) Q10で「大幅に軽減された」又は「軽減された」と回答された方にお聞きします。事務負担が軽減されたのはどのようにですか？	
(複数回答)	
1. 紙媒体上り直通に作成できた	2565
2. 郵送に係る事務(郵送経費含む)	2472
3. 携帯の自動計算	2532
4. 携帯端末自動作成	1381
5. 金銭ミスの防止	1633
6. その他	33

1. 大幅に軽減された
2. 軽減された
3. 軽減が見えた
4. 大幅に負担が増えた
5. 紙媒体で提出した方がいい
6. その他



その他

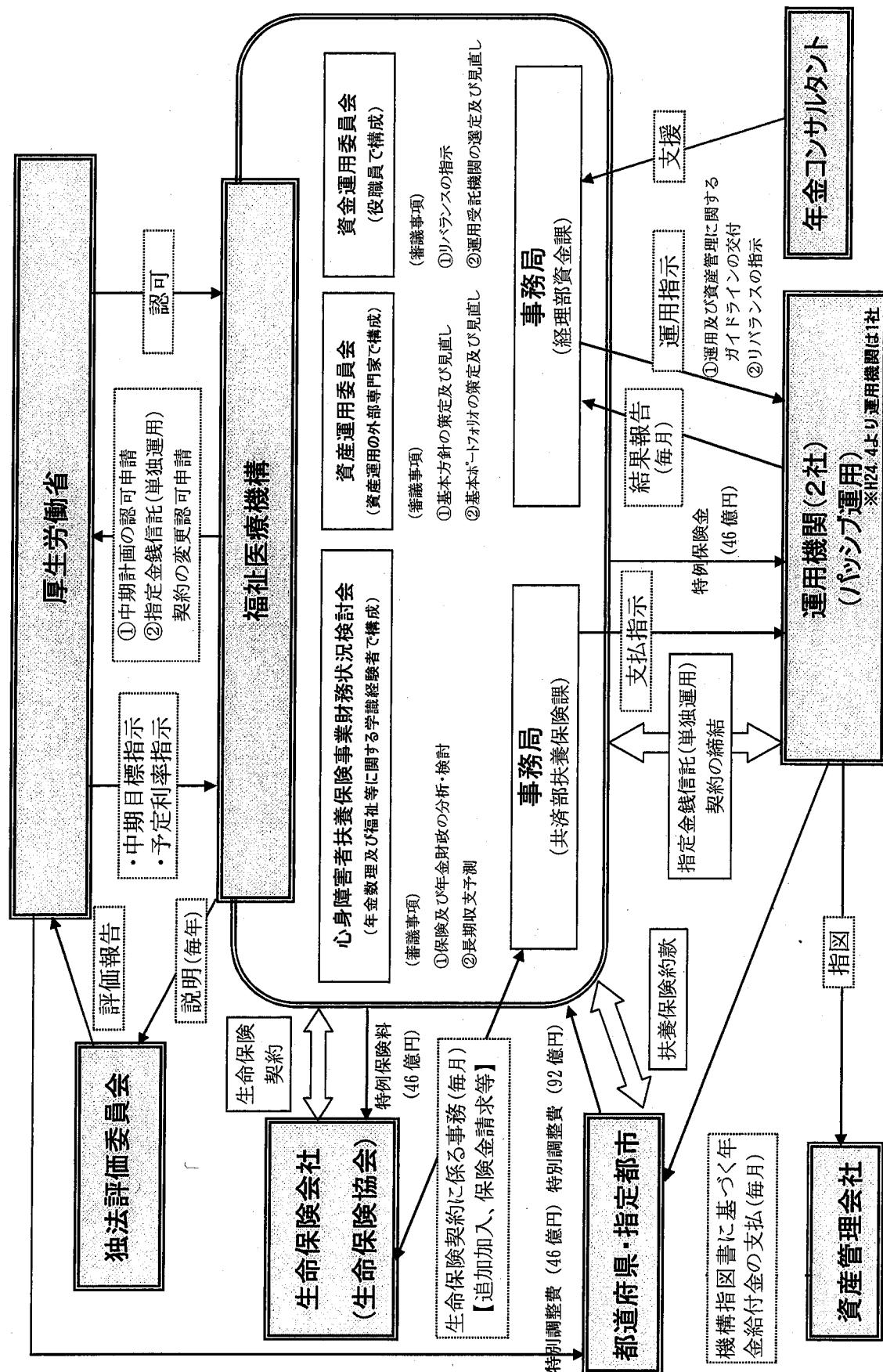
(B) Q10の負担が増えた・又は大幅に負担が増えたなど回答された方にお聞きします。負担が増えたのはどのようにですか? (複数回答)



その他、電子届出システムの改善に向けて、
ご意見、ご要望がありましたらご入力ください。
→「別紙 平成24年度電子申請アンケート
自由記載内容一覧」参照

*集計方法に関するアンケートの一部を回答していないお客様もおりますが、無回答であればその質問の集計には含めておりません。

心身障害者扶養保険資金の運用体制イメージ図（平成23年度）



I 将来予測等の概要

1. はじめに

心身障害者扶養保険事業の健全かつ安定的な運営を確保するため、平成13年度からその財務状況について長期的観点に立って分析、検討するとともに、その将来予測を行い、毎年度、国、地方公共団体、障害者団体等の関係者に報告又は情報提供を行ってきた。

このような状況等も踏まえ、本制度の安定的な運営を図るため、適正な保険料水準の見直しや公費による財政支援の延長等を中心とした制度の見直しが図られ、平成20年4月より制度改革が実施されたところである。

今年度の将来予測については、制度改革後の制度に基づき、基礎数値を平成22年度の決算データに置き換え、推計を行ったところである。

心身障害者扶養保険財務状況将来予測

～ 平成22年度決算データによる ～

平成23年9月26日(月)

心身障害者扶養保険事業財務状況検討会

独立行政法人福祉医療機構

2. 将来予測の概要

(1) 計算の前提

- ① 基礎数値
加入者等の基礎数値は、平成22年度末の実績値を用いた。

② 基礎率

将来率については、平成20年改正の前提とした数値を用いた。

③ 将来新規加入者数

平成23年度以降、毎年300人とする場合と、平成23年以降新規加入者を見込まない場合の試算を行った。

④ 保険料

保険料については、平成20年改正後の加入者年齢階級毎の保険料を用いた。

⑤ 公費負担

平成20年改正における公費負担の見通しを用いた。具体的には、保険財政及び年金財政にそれぞれ平成41年度まで毎年46億円、平成42年度は保険支24億円、年金支68億円、平成43年度から平成61年度まで年金収支92億円、平成62年度に年金収支10億円とした。

⑥ 運用利回り

資産の運用利回りについては、保険収支については1.5%、年金収支については2.8%及び1.5%として試算を行った。

(2) 人口の推移

- ① 加入者数の推移
加入者数は、平成22年度末では82,260人であり、新規加入者数を毎年300人として推計すると、今後、年々減少を続け、10年後には約5万5千人となり、さらには減少を続ける。
保険料免除者数は、今後数年間は4万5千人前後で推移し、その後は減少傾向となる。

また、加入者の平均年齢は、平成22年度68.9歳であるが、その後、毎年徐々に上昇し平成44年度の77.0歳がピークとなり、その後は下降傾向となる。

② 年金受給者数の推移

年金受給者数は、平成22年度末で49,467人であるが、新規裁定者数が失権者数を上回っているため年々増加し、平成41年度末の約6万9千人をピークに、その後は減少傾向となる。

平成22年度末では加入者数に対する年金受給者数の割合は、60%であるが、8年後の平成30年度には年金受給者数が加入者数を上回る。

年金受給者の平均年齢は、平成22年度末で56.3歳であるが、毎年徐々に上昇し、6年後の平成28年度には60歳を超える、その後も上昇する。

なお、新規加入者を見込まない場合には、年金受給者数は、平成30年度末に加入者数を上回り、平成40年度末にピークを迎える。

(3) 保険取支予測

保険料収入は、加入者数の減少と保険料免除者数の増加により年々減少する。支出(保険金、弔慰金、脱退一時金)は、平成29年度までは増加し、その後は減少傾向となる。

平成30年度から平成38年度まで、収支が赤字となつた後、一度黒字に転じるもの、公費投入の最終年度となる平成42年度以降は資産を取り崩すことによって支出を縮していくこととなる。その後、赤字幅は減少し、黒字へと転じる。なお、新規加入者を見込まない場合には、平成28年度から収支が赤字となり、資産を取り崩すことによって支出を賄っていくこととなる。

(4) 年金取支予測

保険金収入は、平成29年度までは年々増加し、その後は減少傾向となる。支出は、年々増加し、平成41年度に支出のピークを迎え、その後は減少傾向となる。

① 運用利回り2.8%の場合

平成32年度から平成42年度までは、収支が赤字になるが、公費投入額が増加する平成43年度以降は資産を概ね維持することとなり、公費投入の最終年度である平成62年度以降、資産を取り崩すことによって支出を賄っていくこととなる。

② 運用利回り1.5%の場合

公費投入額が増加する平成43年度以降も収支は赤字となるが、その額は減少傾向となり、一旦黒字に転じた後、平成62年度以降、資産を取り崩すことによって支出を賄っていくことになる。
なお、新規加入者を見込まない場合、収支に若干の影響を与えるものの、概ね同様の傾向となる。

3. 責任準備金

(1) 責任準備金の算定方法

毎事業年度末現在において積み立てるべき責任準備金は、厚生労働大臣が定めるところにより、「事業年度末現在における年金受給者について将来支給する年金の現価相当額(以下「年金の現価相当額」という。)」から、「当該年金受給者に係る年金の支払いに充當すべき将来の保険金収入の現価相当額」(公費負担)を控除した額とされた。

また、年金の現価相当額については、「年金受給者の年金額に、年1.5%の予定利率(ただし、平成20年4月1日前において年金受給者または加入者(平成20年4月1日以降の口数追加に係る分を除く。)であった者の年金額についても、年2.8%の予定利率とする。)及び別途定める障害者死亡率を基礎としてその者の年齢に応じて算出する年金現価率を乗じて計算した額」とされた。

(2) 平成22年度責任準備金の金額

上記の方法により計算した年金の現価相当額は1,941億円、公費負担現価は1,218億円となり、平成22年度未決算における責任準備金は723億円となつた。

この責任準備金から平成22年度末現在の年金資産額612億円を差し引いた繰越欠損金は111億円となつた。

なお、公費負担現価については、平成23年度以降の公費負担現価1,485億円のうち、受給者分を1,218億円、加入者分を267億円としている。

ここで、加入者分267億円については、加入者の年金の現価相当額1,796億円

から保険金現価1,528億円を控除することにより、算出したものである。

4. まとめ

- 心身障害者扶養保険事業においては、本検討会の報告等もあって、平成19年度、国において「心身障害者扶養保険検討委員会」が設置され、制度のあり方にについての検討が行われた。この心身障害者扶養保険検討委員会の報告書の中で、「今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対する措置を講ずるだけではなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきである。」とされ、これを受け、平成20年4月から保険料の水準の見直し、公費による財政支援の延長等を骨子とした制度改正が実施されるに至った。
- 平成22年度決算状況をみると、年金収支においては、世界的な金利低下・株安・円高傾向の影響等を受けた市場環境の中で、概ね資産ごとのベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保することができた。しかしながら、制度改正の前提となる運用利回りの確保には至らず、繰越欠損金が前年度に比べ、約15億円増加する結果となつた。本事業における年金資産の運用は、長期的に必要な収益を確保することを目的としており、今後も繰越欠損金の解消に向けて、運用努力することを期待したい。
- 中期目標においては、「扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうことから、基礎數値等を見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。」とされている。本検討会においては、この趣旨を踏まえ、引き続き財務状況について長期的観点に立って分析・検討を行い、情報提供に努めることとする。
- 本事業は多くの関係者がそれぞれの立場で制度を支えている複雑な仕組みであるという特殊性に留意し、福祉医療機構としては引き続き関係者に十分な情報提供を行う必要がある。

○心身障害者扶養保険事業財務状況検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・職名
近藤 浩明	新日本有限責任監査法人 公会計部医療福祉部 パートナー 公認会計士
◎ 戸田 五七助	元 株式会社みずほ年金研究所顧問
柄本 一三郎	上智大学総合人間科学部長・教授
中田 正	虎ノ門アクリティアリース事務所 顧問 (社)日本年金教習人会 副理事長
○ 府川 哲夫	特定非営利活動法人 福祉未来研究所 代表

◎印は座長、○印は副座長

心身障害者扶養保険資産運用委員会委員名簿

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

委員長	米澤 康博	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授
委員長代理	戸田 五七郎	前みずほ年金研究所顧問 (心身障害者扶養保険事業財務状況検討会座長)
	鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 特別顧問
	鈴木 孝徳	年金積立金管理運用独立行政法人 運用部運用管理課長
	荻島 誠治	野村證券株式会社 フィデューシャリー・サービス研究センター フィデューシャリー・マネジメント部長

(敬称略)

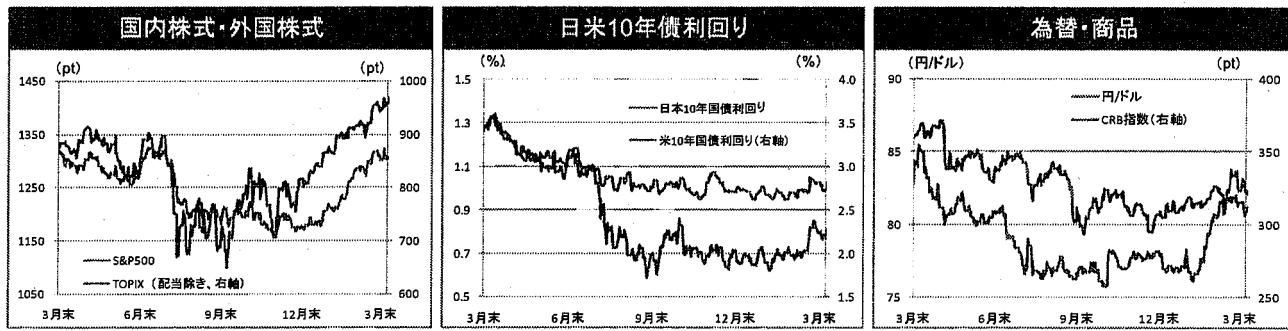
2011年度投資環境

- 上期は、米国の景気減速懸念や欧州債務問題への懸念を背景としたリスク回避の動きとなりました。
- 下期は、米国の景況感の改善や欧州債務問題に対する過度な懸念が後退したことを背景にリスク緩和の動きとなりました。

(2011年度上期・下期の投資環境のポイント)

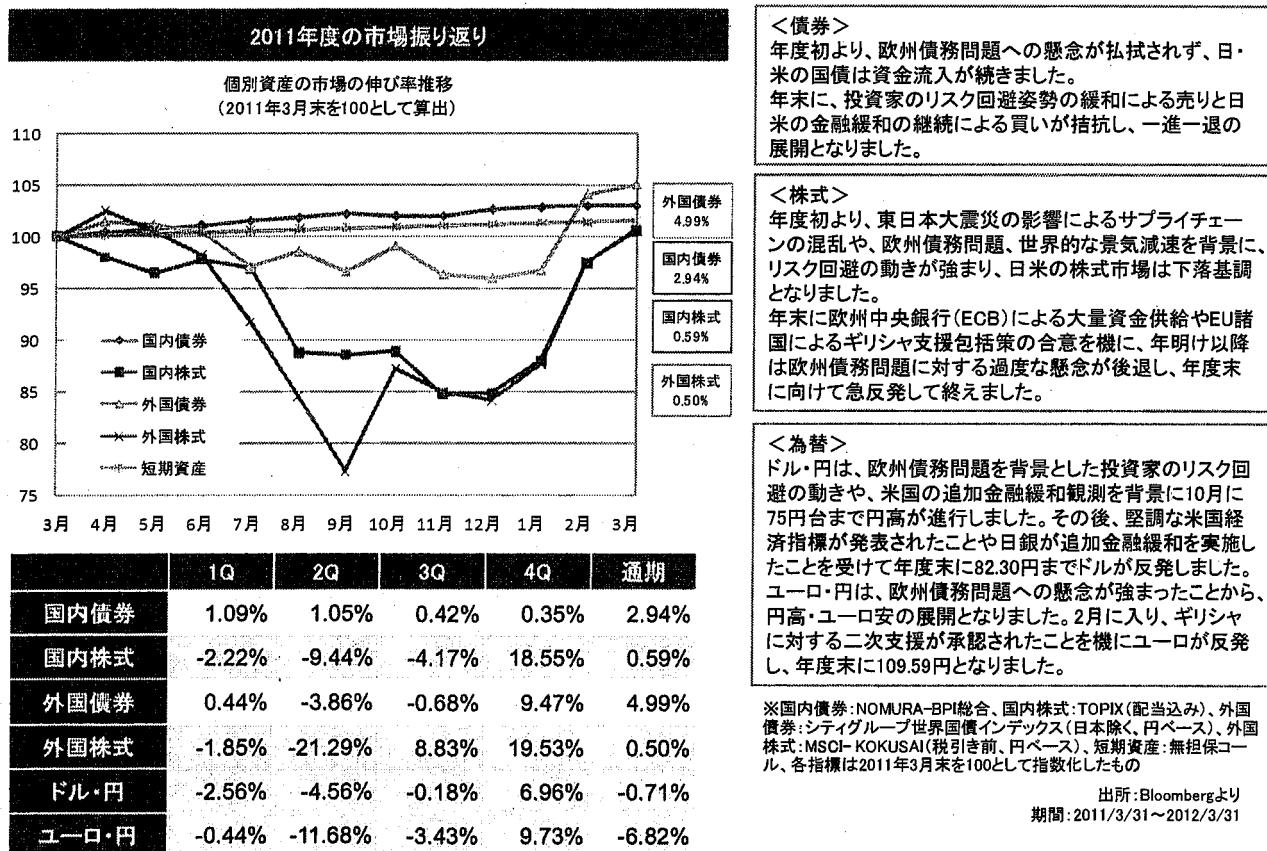
項目	2011年度上期のポイント	2011年度下期のポイント
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧州債務問題: 危機対応策に関する各国の意見対立が深刻化 ■ 米国格下げ:S&Pは米国信用格付けを最上位から引き下げ ■ 日本: 震災後一時的に落ち込んだ生産は順調に回復 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧州債務問題: EU諸国によるギリシャ支援包括策の合意 ■ 米国: 年末商戦が良好 ■ その他: 日米欧の主要6中銀によるドル供給拡充策
財政金融政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国: FRBが金融緩和策を実施 ■ 欧州・新興国: インフレ懸念から政策金利を引き上げ ■ 日本: 東日本大震災に伴い補正予算(第1~3次)を検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国: FRBが金融緩和策を継続 ■ 中国: 景気に配慮して預金準備率の引き下げ ■ 日本: 補正予算(1~4次)の検討及び実施
マネーフロー	<p><リスクオフ></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 景気回復の停滞感などから株式は下落 ■ 米・独長期金利は史上最低水準まで急低下 ■ 円・金などの避難資産が買われる展開が継続 	<p><リスクオン></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 欧州債務問題に対する過度な懸念が後退 ■ 日米欧の主要6中銀によるドル供給の拡充 ■ 日米の金融緩和

*リスクオン(オフ)…投資家センチメントの変化によって、株式や商品といったリスク資産が志向(敬遠)される状況

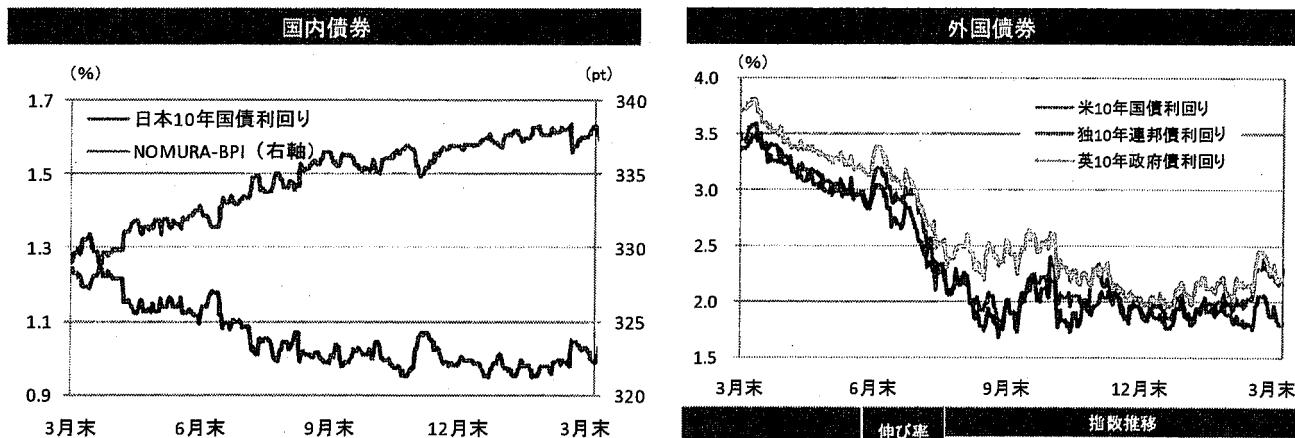


出所: Bloomberg 期間:2011/3/31～2012/3/31

2011年度 市場動向(全体)



2011年度 市場動向(債券)



伸び率 (滞納)	指標推移				
	前年度末	6月末	9月末	12月末	3月末
NOMURA-BPI(総合)	2.94%	328.52	332.09	335.57	336.99
新発10年国債利回り	-	1.26%	1.13%	1.02%	0.98%

出所:Bloomberg、日本相互証券より、期間:2011/3/31～2012/3/31

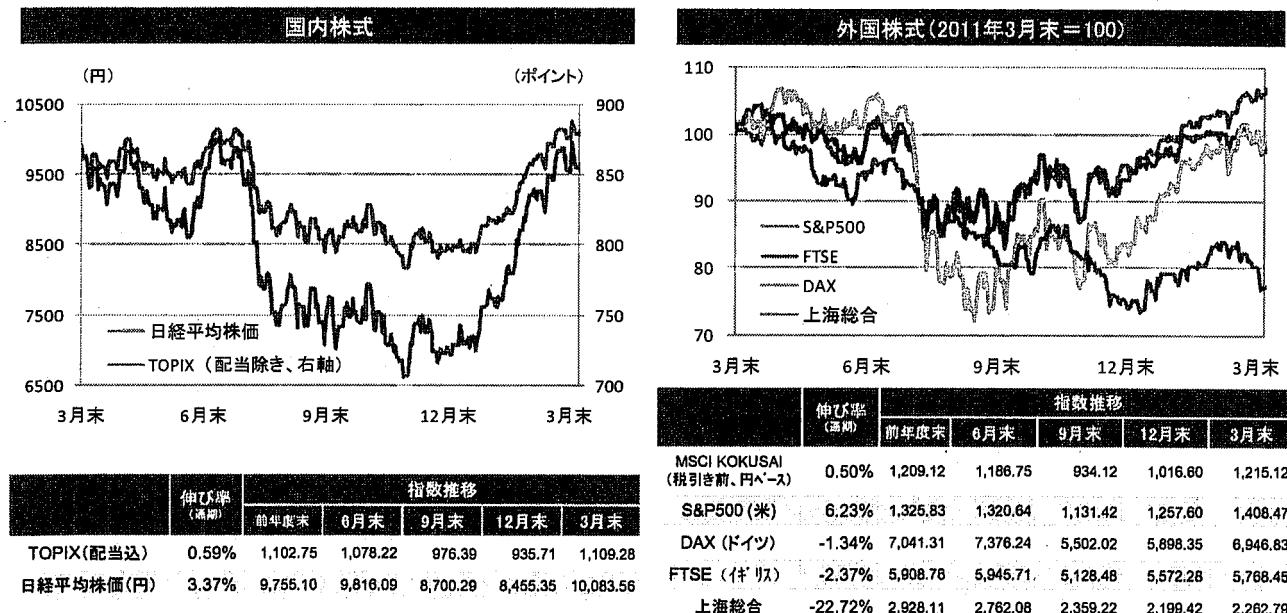
長期金利は、東日本大震災の発生に伴う国債増発懸念の流れを受け上昇して始まったものの、震災と原発事故の悪影響が懸念されたほか、欧州債務問題の深刻化を受け、低下に転じました。その後、世界的景気減速懸念による金利低下要因と国内経済の早期正常化期待による金利上昇要因が拮抗し、1.0%を中心とした低位のレンジで推移しました。11月以降は、欧州債務問題の進展に左右され、一進一退の展開となり年度末に0.99%で終えました。

	伸び率 (滞納)	指標推移				
		前年度末	6月末	9月末	12月末	3月末
Citigroup世界国債 (日本除、円ベース)	4.99%	290.67	291.94	280.68	278.77	305.17
米10年国債利回り	-	3.47%	3.16%	1.92%	1.88%	2.21%
独10年連邦債利回り	-	3.35%	3.03%	1.89%	1.83%	1.79%
英10年政府債利回り	-	3.69%	3.38%	2.43%	1.98%	2.20%

出所:Bloombergより、期間:2011/3/31～2012/3/31

年度前半は、米国の景気減速懸念や欧州債務問題への懸念を背景に低下基調で推移し、8月に連邦公開市場委員会(FOMC)で超低金利政策の継続が示唆されたことや連邦準備制度理事会(FRB)の「ツイスト・オペ」導入決定を受けて米長期金利は1.9%台まで低下しました。年度後半は、米国経済指標は堅調ながらも欧州債務問題への懸念が払拭されないことやFOMCで超低金利政策の長期化が示唆されたことから、米長期金利は2.0%を中心とした低位のレンジで推移し、年度末に2.21%で終えました。

2011年度 市場動向(株式)



伸び率 (滞納)	指標推移				
	前年度末	6月末	9月末	12月末	3月末
TOPIX(配当込)	0.59%	1,102.75	1,078.22	976.39	935.71
日経平均株価(円)	3.37%	9,755.10	9,816.09	8,700.29	8,455.35

出所:Bloombergより、期間:2011/3/31～2012/3/31

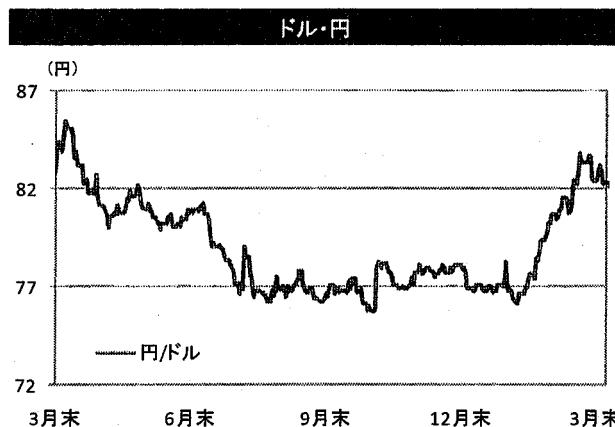
年度初は、欧米の景気後退懸念に加え、東日本大震災の影響によりサプライチェーンが混乱したことと背景に、国内株式は軟調な展開となりました。その後、欧州債務問題がイタリアや、スペイン、フランスといった主要国に拡大したことを受け急落しましたが、年末の欧州中央銀行(ECB)による大量資金供給やEU諸国によるギリシャ支援包括策の合意を機に、年明け以降は欧州債務問題に対する過度な懸念が後退し、年度末に向けて急反発して終えました。

	伸び率 (滞納)	指標推移				
		前年度末	6月末	9月末	12月末	3月末
MSCI KOKUSAI (税引き前、円ベース)	0.50%	1,209.12	1,186.75	934.12	1,016.60	1,215.12
S&P500(米)	6.23%	1,325.83	1,320.64	1,131.42	1,257.60	1,408.47
DAX(ドイツ)	-1.34%	7,041.31	7,376.24	5,502.02	5,898.35	6,946.83
FTSE(イギリス)	-2.37%	5,908.78	5,945.71	5,128.48	5,572.28	5,768.45
上海総合	-22.72%	2,928.11	2,762.08	2,359.22	2,199.42	2,262.79

出所:Bloombergより、期間:2011/3/31～2012/3/31

年度初は、米国企業決算が堅調であったものの、米国の景気減速懸念が台頭したことや欧州債務問題に対する懸念から、米国株式は上値の重い展開となり、8月には米国国債の格下げや欧州債務問題が主要国に拡大するとの懸念を背景に急落しました。10月に入ると、堅調な米国企業業績や欧州安定化基金(EFSF)の拡大に対する期待が高まり、上昇に転じました。また、ECBが年末に実施した大量資金供給に加え、米国の年末商戦が良好であったことも好材料となり、年度末に向けて急反発して終えました。

2011年度 市場動向(為替)



	伸び率 (前期)	推移				
		前年度末	6月末	9月末	12月末	3月末
円/ドル	-0.71%	82.88	80.76	77.08	76.94	82.30

出所:Bloombergより、期間:2011/3/31～2012/3/31

円/ドル相場は、欧州債務問題を背景とした投資家のリスク回避の動きや、米国の景気後退懸念、追加金融緩和観測を背景に10月に75円台まで円高が進行しました。2月以降は、堅調な米国経済指標が発表されたことや日銀が追加金融緩和を実施したことによって円安・ドル高に振れ、年度末に82.30円となりました。



	伸び率 (前期)	推移				
		前年度末	6月末	9月末	12月末	3月末
円/ユーロ	-6.82%	117.62	117.09	103.42	99.88	109.59

出所:Bloombergより、期間:2011/3/31～2012/3/31

円/ユーロ相場は、欧州債務問題への懸念が強まつたことから、円高・ユーロ安の展開となりました。1月に入り、格付け会社がEU諸国 の格下げを実施したことによって97円台まで下落しましたが、2月にギリシャに対する二次支援が承認されたことを機にユーロが反発し、 年度末に109.59円となりました。

心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
基本ポートフォリオ	71.6%	7.8%	7.8%	7.8%	5.0%
乖離許容幅	±8%	±5%	±5%	±5%	±4%

平成20年4月1日
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用に当たり、厚生労働大臣が指示する中期目標及び厚生労働大臣が認可する中期計画に基づき、以下のとおり運用に関する基本方針を定める。

I 基本的な考え方

1 基本原則

扶養保険資金の運用に当たっては、制度に起因する資金特性を十分に踏まえ、将来にわたって確実に年金給付することができるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施するものとする。

2 運用の目的

扶養保険資金の運用は、将来にわたって心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）の運営の安定に資する上で必要とされる収益を長期間に確保することを目的とする。

3 運用の目標

上記1、2に基づき、中期目標及び中期計画の定めることにより、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

4 資産構成

（1）投資対象資産

扶養保険資金の運用における投資対象は、機構法第12条第6項に規定する次に掲げるものとする。
 ①国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
 ②銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への企賃信託
 ③信託会社又は信託業務を営む金融機関への企賃信託

（2）基本ポートフォリオの策定

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成（以下「基本ポートフォリオ」という。）及び乖離許容幅は、以下のとおりとする。

（注1）この基本ポートフォリオの目標収益率は、3.20%、標準偏差は、5.05%となっている。

（注2）この基本ポートフォリオは、扶養保険事業の歴史上の前提と整合的なものとなることを基本に、扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定したものである。

（注3）別途定めるバランススルールに基づき、この基本ポートフォリオが維持されるよう管理する。

（注4）この基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

（3）基本的な運用手法

各資産ともバランス運用を中心として行うものとする。

5 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。
 I 委託運用
 1 金銭信託による委託運用
 機構は、金銭信託による運用を信託業務を営む金融機関（以下「運用受託機関」という。）に委託してこれを行ふものとする。

（1）運用受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル・手法を勘案して運用受託機関を選定し、それぞれの運用受託機関に、この基本方針、リバランスルール並びに運用及び資産管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく運用を指示する。

運用受託機関の選定に当たっては、当該運用受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②扶養保険資金の運用に対する理解と闘争、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力及び経験、⑦公的年金等の資金運用の経験及び実績等を十分審査して選定する。

(2) 運用受託機関の評価
機構は、運用受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、原則として3～5年とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各運用受託機関における資産全体(短期資産を除く。)の時間加重収益率と、各運用受託機関ごとの複合ベンチマーク(短期資産を除く。)との差を比較する。
併せて、各資産別に、同一のベンチマークによって、運用受託機関ごとに比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、運用方針、リスク管理体制、運用能力及び説明能力を評価項目とし、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性について検証する。併せて、報告書やミーティングを通じて、扶養保険資金の運用に対する理解と関心についても評価を行う。

(3) 運用受託機関の資産配分変更等

- ① 機構は、評価結果に基づいて、運用受託機関への資産配分の変更、契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときは、上記の評価を待たず、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、扶養保険資金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行いう必要があるときは、運用受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分の変更、契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は扶養保険資金管理上必要が生じた場合には、扶養保険資金の安全性確保のため、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 運用受託機関の業務及び目標等

- ① 運用受託機関は、善良なる管理者の注意をもつて、扶養保険資金の利益に対して忠実に最善の努力を果たす義務を負う。
- ② 運用受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制整備等に努めるものとする。
- ③ 機構は、運用受託機関に対して、この基本方針、リバランスルール及びガイドラインを文書で通知し、運用受託機関は、これを遵守するものとする。
- ④ 逆所受託機関は、資産区分ごとの運用方針及びそれにに基づく運用スタイル、手法を機構に対して明示し、これを変更する場合には、機構に文書で通知し、協議を行う。

⑤ 運用受託機関は、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めることとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

⑥ 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に関する報告書(ペアオーマンス状況、資産構成割合状況、運用方針等)及び扶養保険資金の管理に関する報告書(残高状況、損益状況(未取に係るものも含む。)、取引状況、費用状況等)を、少なくとも毎月1回機構へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、機構からの指示を受け、その結果を報告する。

⑦ 機構と運用受託機関は、原則として四半期ごとにミーティングを行い、扶養保険資金の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要な事項について協議を行う。その他、機構と運用受託機関は、必要に応じ、情報交換、協議を行う。

(5) 資産運用上の遵守事項

- ① 運用受託機関は、扶養保険資金の価値を維持し、より高い運用収益を確保するためには、必要に応じて株主譲渡権行使するものとする。
機構は、運用受託機関に対し、株主譲渡決算の行使状況の報告を求めることができるものとする。
- ② 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に当たり、ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。
- ③ 運用受託機関は、有価証券等の売買を執行する場合は、各取引における執行コストが最も有利になるように、証券会社等の選定及び取引手法の選択を行っている。

- ④ ベンチマークは、原則として各資産に対し次の指標を用いることとする。
 - ・国内債券：NOMURA-BPI 総合
 - ・国内株式：TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券：シティグループ世界債券インデックス(除く日本、円貨換算、ヘッジなし)
 - ・外 国 株 式：モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)・KOKUSAI(円貨換算、配当込み、GROSS)
 - ・短 期 資 産：有担保コールレート(翌日物)

(6) 資産管理上の留意点

運用受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券の保管及び資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意するものとする。

III 運用管理体制

1 運用管理体の整備、充実

- (1) 扶養保険資金の運用に係る業務は、機構の経理部資金課が行う。
- (2) 当該課においては、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。併せて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化及びコストの削減に努める。

2 委員会の設置

- (1) この基本方針等の重要事項を審議することを目的として、資産運用に精通した外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）を設置する。
- (2) 運用受託機関の選定及び見直し並びにリバランスルールに基づく指示等を審議することを目的として、機構の各担当理事、職員により構成される心身障害者扶養保険資金運用委員会を設置する。

IV 基本方針の変更

この基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合に検証を加えることとし、資産運用委員会の審議を経て、変更できるものとする。

○心身障害者扶養保険事業における東日本大震災への対応実施状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災について、心身障害者扶養保険事業として、契約先生命保険会社の協力のもと、以下のとおり被災した地方公共団体に対して特例的な措置を講じております。

(1) 保険料の納付期限の猶予について（平成 23 年 3 月 18 日実施）

保険料の納付期限を最長 6 か月間（平成 23 年 9 月末まで）延長することとした。

【実施状況】

- ・岩手県：4 月分保険料の納付期限を 1 か月間延長（5 月末まで）〈3,058,500 円〉
- ・宮城県（仙台市除く）：4 月分～8 月分保険料の納付期限を 5 か月間～1 か月間延長（9 月末まで）〈13,532,700 円〉

(2) 保険料の納付期限の再猶予について（再延長）（平成 23 年 6 月 6 日実施）

さらに最長 3 か月間（平成 23 年 12 月末まで）延長できることとした。

【実施状況】

- ・宮城県（仙台市除く）：4 月分～11 月分保険料の納付期限を 8 か月間～1 か月間延長（12 月末まで）〈21,209,200 円〉

(3) 猶予した保険料の払込期日に関する特例的な取扱い（平成 23 年 6 月 6 日実施）

猶予した保険料が猶予期間の末日（平成 23 年 12 月末）までに全額の払込みが困難な場合には、平成 24 年 1 月分保険料からの通常通りの払込みを前提として、猶予した保険料の払込期日を平成 24 年 10 月末までとすることができる（分割払込みも可とする）。

【実施状況】

- ・宮城県（仙台市除く）：猶予した対象保険料については、平成 24 年 5 月 31 日に一括納付済み。〈21,209,200 円〉

(4) 年金給付保険金・弔慰金給付保険金の簡易迅速な取扱い（平成 23 年 3 月 18 日実施）

年金受給者死亡・現況届の簡易迅速な取扱い（平成 23 年 3 月 28 日実施）

請求手続き書類の簡略化等により、迅速な支払い等を実施する。

なお、上記取扱いについては、一般の生命保険加入の被災者に対しても、同様の取扱いが実施されています。

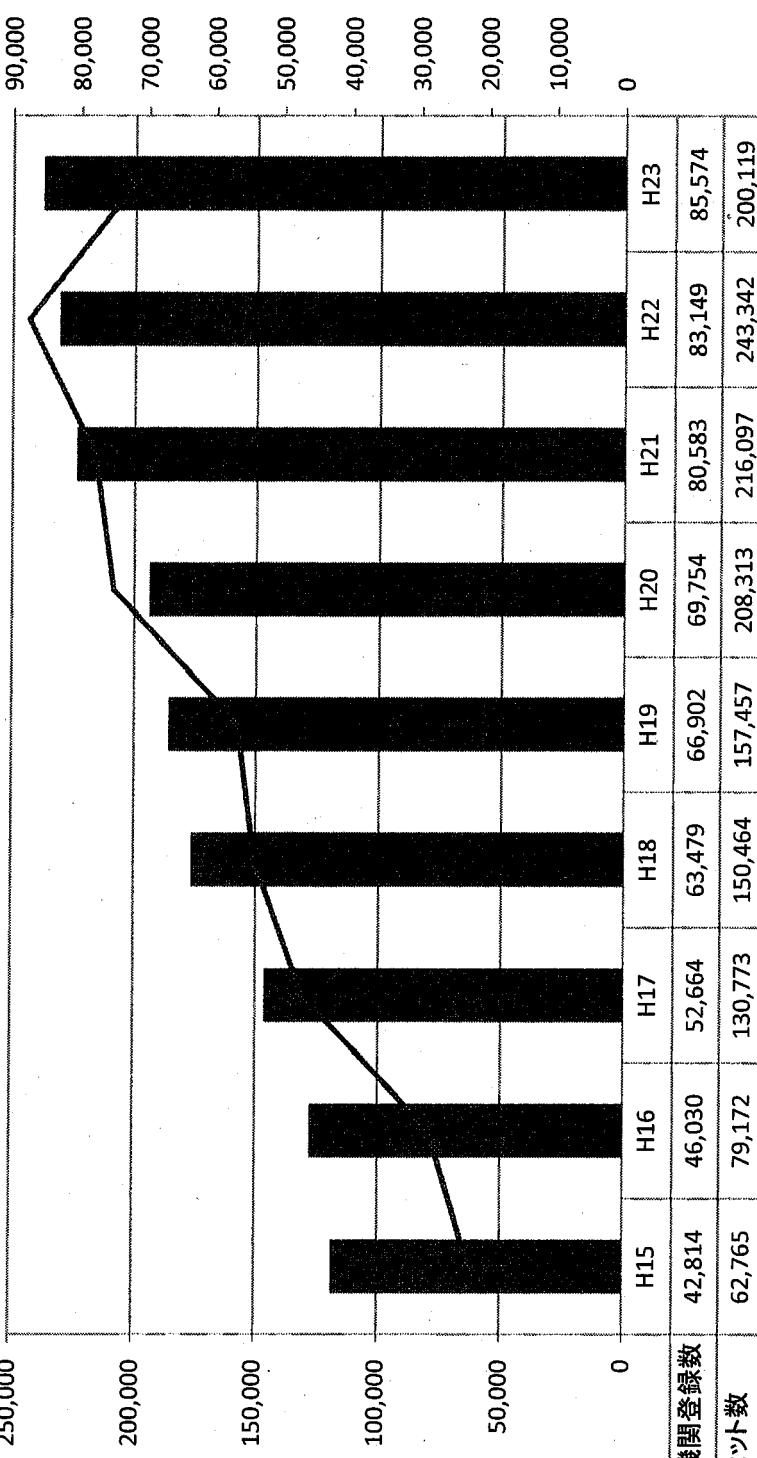
（参考：平成 24 年 3 月 31 日現在）

1. 被災による死亡者数	26 名
① 加入者死亡（年金給付保険金）	12 名
② 障害者死亡（弔慰金給付保険金）	5 名
③ 年金受給者死亡	9 名
2. 手続きの簡略化等	27 件
① 年金給付保険金請求	11 件
② 弔慰金給付保険金請求	1 件
③ 年金受給者現況届	15 件

利用機関登録数
(棒グラフ)：件

ヒット数・利用機関登録数の推移

ヒット数
(折れ線)：千
件



WAM NET アンケート調査に関する満足度

【調査結果の総括】

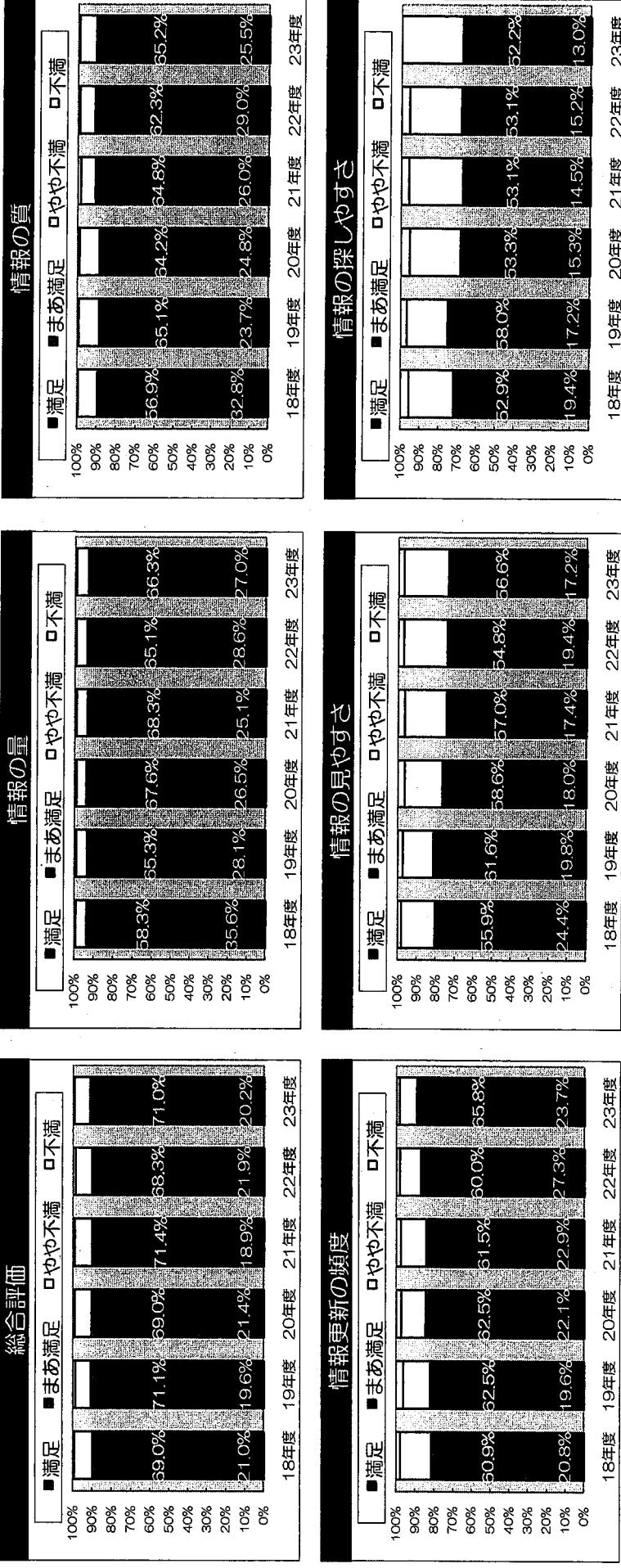
- WAM NET の総合評価については、「満足」「まあ満足」及び「不満」の合計。以下同じ。) が、平成23年度に91.2% (平成18年度90.0%)、平成19年度90.7%、平成20年度90.4%、平成21年度90.3%、平成22年度に90.2%) と高水準を維持しており、利用者から高い評価を受けています。
- 項目別では、特に情報の量については、平成23年度における満足度93.3%と高い満足度が示されている。
- これは、厚生労働省から出されている行政情報をリンクにより縛羅的に場面に転載した結果だと考えられます。
- 一方、情報の見やすさ、探しやすさに 있어서は、平成23年度においては、「満足」がおよそ70%の状況になったが、他の項目と比べて依然として低いため、改善に努めたい。

【WAM NET アンケート調査の調査方法】

- 調査実施方法：トップページに協力依頼のバナーを設置し、専用画面から直接回答
 調査対象者：WAM NET の利用者 (OPENサイト)
 調査実施状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施期間	8月4日～8月25日	8月8日～9月12日	8月26日～9月14日	8月31日～9月25日	8月25日～9月25日	8月22日～9月21日
回答数	925件	1,028件	1,033件	1,046件	1,119件	1,320件
(有効回答率)	(99.1%)	(99.5%)	(99.6%)	(98.7%)	(100%)	(100%)

【調査結果】



年金担保貸付事業の事務取扱変更の実施状況

○平成23年12月

見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金の融資及び無理のない返済となるよう、制度取扱変更を実施した。

(1) 融資限度額の引下げ

(変更前)

(変更後)

年間の年金支給額1.2倍以内 → 年間の年金支給額1.0倍以内

(2) 返済額の上限設定

(変更前)

(変更後)

1回の年金支給額の範囲内 → 1回の年金支給額の1/2以内

(3) 資金使途区分の変更

①資金使途の例示を8種から10種にする。

変更前（10種）	変更後（8種）
医療・介護、住宅改修、教育、冠婚葬祭、物品等購入（耐久消費財）、借入金借換、旅行、家賃、事業費、その他	保健医療、介護・福祉、住宅改修等、教育、冠婚葬祭、事業維持、債務等の一括整理、臨時生活資金

②使途に応じた限度額の引下げ

(変更前)

(変更後)

250万円（使途による区分なし）→ 250万円（臨時生活資金は100万円）

(4) 生活保護に関する年金担保融資の利用制限強化

変更前	変更後
借入申込時点において生活保護受給中の者については、貸付を行わない。	借入申込時点において生活保護受給中の者及び年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で生活保護廃止日から5年が経過していない者については、貸付を行わない。

年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針

平成23年3月
厚生労働省

1 年金担保貸付制度の創設に係る経緯

制度創設：昭和50年11月 制度創設（当時の実施主体は年金福祉事業団）

制度創設の背景：

- ・昭和40年代に、年金生活者が生活資金を工面するため、高利貸しから年金証書を担保に高利の資金を借りることにより、生活困窮に陥る事例が見られ社会問題化。
- ・上記を受け、昭和48年の厚生年金保険法等の一部改正において、年金受給権保護の例外規定（「別に法律で定めるところにより担保に供することができる」）が設けられ、昭和49年の年金福祉事業団法の一部改正により、本制度が創設された。

2 年金担保貸付制度に係る事業仕分け

平成22年4月

行政刷新会議事業仕分け

- ・「十分な代替措置を講じた上で廃止」する旨の判定が出される。

平成22年12月7日

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（閣議決定）

- ・十分な代替措置を講じた上で事業を廃止する。
- ・当面の措置として現行制度における貸付限度額の引下げ等、事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

3 年金担保貸付制度をめぐる論点

- ・年金を担保に貸し付ける仕組み 자체が問題であること
- ・制度創設当時と比較し、代替となる制度が整備されつつあること
- ・資金業法など関連法制とのバランスを考える必要があること
- ・制度の廃止に伴う利用者のヤミ金への流出を防ぐという課題への対応が必要であること

4 今後の対応方針

- 平成23年度においては、別添内容の貸付限度額の引下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底を行う。
- 平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案する。

平成 23 年度における貸付限度額の見直し等について

1. 1回の年金支給当たりの返済額の上限を設定

(現 行)

(改正後)

1回の年金支給額の全額未満 → 1回の年金支給額の 1/2 以下

2. 年金額対比の限度額引下げ

(現 行)

(改正後)

年金額の 1.2 倍以内

→ 年金額の 1.0 倍以内

3. 用途に応じた定額限度額の引下げ

(現 行)

定額限度額は一律 250 万円であり、用途による区別はない。

(改正後)

「医療・介護」、「住宅改修」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業費」、「借入金借換」以外の用途については、「臨時生活資金」とし、貸付限度額を 250 万円 から 100 万円 に引き下げる。

【参考：現行の貸付限度額】

次のうち最も低い額とする。

① 1回の年金支給当たりの返済額（※）×15

（※）1回の年金支給額（2ヶ月分を支給）を超えない範囲で利用者が1万円単位で設定

② 年金額×1.2

③ 250 万円

4. 生活保護とのリピーター対策の強化

年金担保貸付制度の利用を契機に生活保護を受給することとなった方については、生活保護受給が終了しても5年間は年金担保貸付を申し込むことができない取扱いとする。

5. 他制度周知の徹底

生活福祉資金貸付制度や多重債務者等の相談窓口等、他制度の周知を進める。

東日本大震災等に係る特別措置の概要

二、運送手の職業の種類

卷之三

※ 市町村長等の発行するり災証明書が必要

以下の災害救助法適用地域に居住する年金担保・学年金担保貸付の債務者で

同法適用日付残高が表示

司法適用日と見付残高の

〔適用日〕		3月11日
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町	
岩手県	全 3 4 市町村	
宮城県	全 3 5 市町村	
福島県	全 5 9 市町村	
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宫市、筑西市、那珂市、神栖市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、那珂東海村、久慈郡大子町、稻敷郡美浦村、稻敷郡阿見町、稻敷郡河内町、北相馬郡利根町	
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡那須町、那須郡那珂川町	
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町	

廿三日 10 口

[去週用日：3月12日]	
長野県	下内郡米村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

卷之三

2. **取扱いの内容**

(1) 対象者については、平成23年4月15日の返済を一律猶予することとし、同年6月15日からの回収とする。

なお、返済猶予期間中（4月16日から6月15日）の利息は無利子とする。

(2) 借入者からの申請は不要とする。

2 取扱いの内容

- 返済猶予期間は1年以内で借入者の希望期間（原則、年金支給による償還回数で連続6回以内）とし、返済期間は貸付実行日から起算して最長4年内とする。
なお、返済猶予期間中の利率は、約定利率とする。

青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全 3 4 市町村
宮城県	全 3 5 市町村
福島県	全 5 9 市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宫市、那珂市、筑西市、桶川市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鮮田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稻敷郡美浦村、稻敷郡阿見町、稻敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡貝町、芳賀郡芳賀町、塙谷郡高根沢町、那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、多摩市、羽村市、あきる野市、南埼玉市、北埼玉市、北足立区、西足立区、西船橋区、西葛飾区、西中野区、西豊岛区、西荒川区、西板橋区、西練馬区、西足立区、西葛飾区、西江戸川区、西王子区、西立川区、西武藏野区、西三鷹区、西青梅区、西府中区、西昭島区、西调布区、西町田区、西小金井区、西小平区、西日野区、西東村山区、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、多摩市、羽村市、あきる野市

「注満田日：9月12日」

長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

(2) 返済方法の変更

- ① 満額返済による返済方法を選択した債務者について定額返済への変更を認め
る。

- ② 定額返済による返済方法を選択した債務者について返済額の変更を認める。
なお、毎回の返済額は、1万円単位の定額で、1万円を下限とし、返済期間
は貸付実行日から起算して最長4年以内とする。

(3) 返済猶予手続期間

- ① 申請の期間
当分の間
② 申し出方法
借入申込みを行つた受託金融機関の窓口

東日本大震災にかかる特別措置の概要

1. 対象者

東日本大震災で被災した貸付先、譲受人、転借人及び個人債務者

- (1) 貸付金に係る建物及び当該建物の存する敷地が損害を受け、その復旧に相当の自己資金を必要とする場合
- (2) 分譲住宅の譲受人若しくは住宅資金の貸付けを受けた者又はその家族が死亡し、負傷し、又は疾病にかかり、そのため収入の減少もしくは多額の出費が生じた場合
- (3) 商品、農産物その他の事業財産等若しくはその家族の勤務先が損害を受け、そのため収入が減少した場合

※ 市町村等の発行する災証明書が必要

2. 貸付金の種類

年金被保険者住宅貸付金及び福祉施設設置整備貸付金

3. 貸付条件の変更内容

《福祉施設設置整備貸付金》

- (1) 元金又は元利金の返済猶予（り災割合に応じて、1年～3年）
- (2) 返済猶予期間中の利率の軽減
- (3) 返済期間の延長（り災割合に応じて、1年～3年）

り災割合	返済猶予期間 返済延長期間	返済猶予期間中の貸付金の利率
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利
30%以上 60%未満	2年以内	1.0%引き下げた金利
60%以上	3年以内	1.5%引き下げた金利

《年金被保険者住宅貸付金》

- (1) 元金又は元利金の返済猶予（り災割合に応じて、1年～5年）
- (2) 返済猶予期間中の利率の軽減
- (3) 返済期間の延長（り災割合に応じて、1年～5年）

り災割合	返済猶予期間 返済延長期間	返済猶予期間中の貸付金の利率
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は1.5%のいずれか低い方
30%以上 60%未満	3年以内	1.0%引き下げた金利又は1.0%のいずれか低い方
60%以上	5年以内	1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方

（平成23年5月2日より適用）

4. 取扱期間

当面の間、継続（申請期限未定）

承継教育資金貸付けあっせん業務の休止について

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

（別表）

各独立行政法人について講すべき措置

福祉医療機構

事務及び事業の見直し

【承継教育資金貸付けあっせん業務】

○承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成 20 年度から業務を休止する。

◆各勘定別の損益状況（平成23年度）◆

添付資料53
#117

一般勘定

当期損失△4,270百万円を計上

要因
①

東日本大震災に係る災害復旧資金について無利息で借りたことによる
うちの「平成23年度補正予算」に計上したことによる

▲243百万円

《損失発生内訳》 (単位:百万円)

利差	貸倒引当金	合計
▲42	▲201	▲243

要因
②

三井住友銀行への対応として、東日本大震災に係る賃貸に備えて返済猶予・祭
金支給などの措置を行ったことに伴うもの「平成23年度補正予算」に計上したことによる

▲1,701百万円

《損失発生内訳》 (単位:百万円)

利差	貸倒引当金	合計
▲396	▲1,305	▲1,701

要因
③

旧基金・新資本準備金の確定損失

▲2,336百万円

《損失発生内訳》 (単位:百万円)

不要財産の国庫納付(旧基金勘定平成22年度利益剰余金)	▲2,329
旧基金勘定からの承継資産に係る減価償却費 など	▲6

要因
④

その他(政府出資金(142億円)支用収入)

10百万円

▲4,270百万円

【参考①】 福祉医療貸付事業の損益状況

○東日本大震災に係る貸付事業等については平成23年度補正予算により政府出資金(142億円)が財源措置されたことから、利子補給金の交付の対象外。

○なお、政府出資金は貸借対照表上の「純資産」(自己資本)に関する科目のため、損益計算書上、収益計上することはできないことから当期損失が生じるが、財務上問題はない。

⇒利子補給金は損益計算上、収益計上が可能。

費用	収益	
	利子補給金対象	利子補給金対象外
借入金利息	51,873	51,811
債券利息	3,718	91
業務委託費等	240	政府出資金
貸倒引当金繰入	569	1,944
借入金利息	529	当期損失
貸倒引当金繰入	1,506	1,944

【参考②】平成23年度補正予算による優遇措置の概要

区分	福祉貸付	医療貸付
第1次補正予算	災害復旧資金(設置・整備資金) ・全期間無利子	災害復旧資金(建築資金) ・7.2億円まで: 当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.9% ・7.2億円以上: 7年目まで財投金利▲0.9%
	災害復旧資金(経営資金) ・当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.1%	災害復旧資金(機械購入資金・長期運転資金) ・7.2億円まで: 当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.1% ・7.2億円以上: 7年目まで財投金利▲0.1%
第2次補正予算	既往債権に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等) ・災害復旧のための新規貸付条件のさらなる緩和(償還期間・据置期間の延長等)	
第3次補正予算	災害復興資金 ・当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.1%	病院の耐震化整備事業 災害拠点病院等の自家発電整備事業 衛星電話等の災害対策機器等整備事業 ・当初5年間財投金利▲0.5%

【参考③】平成23年度 貸付実績

区分	予算	決算	決算-予算
資金交付	4,659億円	3,589億円	△1,070億円
福祉貸付	1,790億円	2,311億円	521億円
医療貸付	2,869億円	1,278億円	△1,591億円
財投借入	4,224億円	3,193億円	△1,031億円
機関債発行	330億円	330億円	—

《別掲》 平成23年度 災害復旧資金貸付実績

区分	予算	決算	決算-予算
資金交付	1,764億円	180億円	△1,584億円
福祉貸付	264億円	27億円	△237億円
医療貸付	1,500億円	153億円	△1,347億円
財投借入	1,764億円	180億円	△1,584億円

平成23年度利子補給金 国庫返還額

予算額	決算額	国庫返還額
5,512百万円	4,589百万円	922百万円

要因

返済猶予債権の正常化に伴う貸倒引当金繰入の減

H22
決算

○全損地域、原発地域等の被災地域の貸付先に対しては元利金の返済猶予措置を講じるとともに、通常の貸付先よりも高リスクを見積もり、貸倒引当金を計上した。

H23
決算

- ①平成23年度中において返済猶予を解消し、正常償還に戻った貸付先については、平成22年度において計上した貸倒引当金の計上は不用となった。 ⇒ 貸倒引当金▲12.3億円減少
- ②一方、震災貸付以外の貸付先については、貸倒償却を行ったことや過去の貸倒実績率が上昇したことなどに伴い、貸倒引当金を積み増す必要が生じることとなった。 ⇒ 貸倒引当金18.0億円増加
- ①+②=貸倒引当金5.7億円増加
⇒ 貸倒引当金は5.7億円の増加となったものの、当初予算と比べて貸倒引当金の増加額が下回ったことから、不用が生じたもの。

利子補給金（損益差補助）の返納発生要因

【参考】貸付・借入平均利率等(利子補給金対象分)

	(予算)	(決算)	(決算-予算)
貸付平均利率	1.781%	1.725%	△0.056%
借入等平均利率	1.856%	1.850%	△0.006%
金利差(貸付-借入)	△0.075%	△0.125%	△0.050%

→経済危機対策(平成21年度補正予算、平成24年度まで実施)において、当初5年間の貸付金利を「財投金利▲0.5%」とする介護基盤の緊急整備事業等の貸付実績が予算と比べて増加したことから、貸付平均利率が低下し、借入金利率と貸付金利率の逆さや幅が拡大

平成23年度 不要財産の国庫納付について

①平成23年度中に国庫納付を行った不要財産の概要

不要財産の内容	長寿・子育て・障害者基金勘定利益剰余金 (現金及び預金)	公庫総合運動場 (土地)	千里山田宿舎 (土地及び建物)
帳簿価額	2,329百万円	559百万円	16百万円
不要財産となった理由	長寿・子育て・障害者基金が不要となったことから、当該基金から生じた利益剰余金についても不要となったため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針によるもの (平成22年12月7日閣議決定)	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針によるもの (平成22年12月7日閣議決定)
国庫納付等の方法	現物納付 (独法通則法第46条の2第1項)	現物納付 (独法通則法第46条の2第1項)	現物納付 (独法通則法第46条の2第1項)
国庫納付額	2,329百万円	559百万円	16百万円
国庫納付日	平成24年1月13日	平成24年1月30日	平成24年3月30日
減資額	—	579百万円	34百万円

②今後、国庫納付を予定している不要財産の概要

不要財産の内容	宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、戸建3戸) 川西宿舎(兵庫県川西市 戸建1戸)	東久留米宿舎、小金井宿舎ほか
---------	----------------------------------------	----------------

中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付(現物納付)の手続きを進めていたところであるが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わなかつたことから、現物納付が困難となつた。

このため、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うべく、売却に当たつての近隣住民に対する説明や売却スケジュール等の調整を行い、平成24年3月23日に入札を執行した。入札の結果、落札を決定したことから、同年4月5日に売買契約を締結し、同年5月に売却代金の決済完了を経て、速やかに国庫納付予定。

平成24年度中における入居者の退去を促すため、入居者に対する説明会を実施した。見直しの基本方針に基づき、平成24年度以降国庫納付予定。

共済勘定

当期損益はゼロ

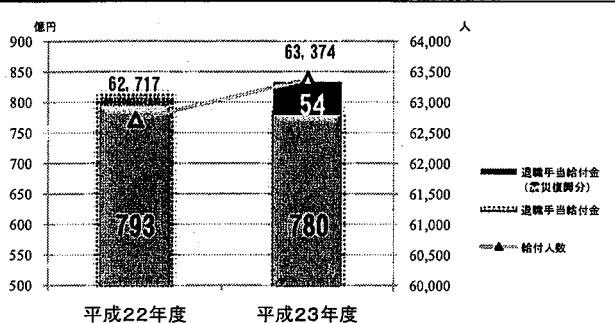
◆退職手当共済事業のしくみ◆

社会福祉施設等の職員に退職手当金を支給（社会福祉施設職員等退職手当共済法）



- ・東日本大震災の影響による離職者の増加に伴い、退職手当給付金の支出(5,392,750千円)が増加したため、国庫補助金は国の補正予算による追加財政措置で対応するとともに、都道府県補助金は翌年度の補助金計算に当該不足分を上乗せして計算し、翌年度に受け入れることとした。
- ・翌年度受け入れ予定の都道府県補助金見合い分は、財源措置予定額収益として整理するため、当期損益は0となる。

退職手当給付金



損益状況

(内訳)

△ 83,404	百万円
43,659	百万円
40,246	百万円
△ 6,146	百万円
4,268	百万円
1,375	百万円
543	百万円
△ 543	百万円
0	

保険勘定

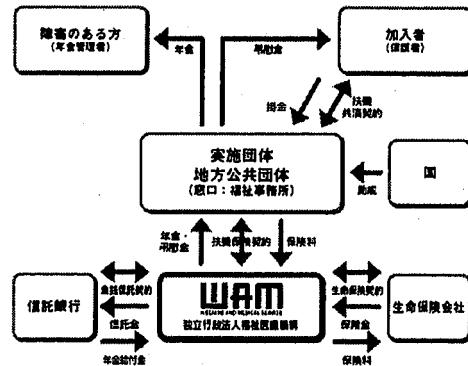
当期損失 △2,150百万円

総資産のうち金銭の信託 62,852百万円(時価評価)

期首残高	元本増加額	当期減少額	運用損益	期末残高
61,159	12,584	12,327	1,436	62,852

負債のうち心身障害者扶養保険責任準備金 76,101百万円

期首残高	当期増加額	期末残高
72,257	3,843	76,101



心身障害者扶養保険責任準備金の推移

(単位:百万円)

	22年度	23年度	対前年度増減
① 数理上の年金現価相当額	194,064	196,194	2,130
② 保険金の現価相当額 (公費負担分を含む)	121,806	120,093	△1,713
③ 責任準備金 (①-②)	72,257	76,101	3,843 (責任準備金繰入)
④ 年金資産額	61,159	62,852	1,692 (金銭の信託)
⑤ 繰越欠損金 (③-④)	11,098	13,248	2,150 (当期総損失)

【責任準備金の増加要因】

- 年度末年金受給者数の増加等
- 責任準備金の算出にあたって、保険加入者に係る一部の基礎数値をより合理的な数値としたことによるもの

【当期総損失の主な発生要因】

- 責任準備金繰入額の増加によるもの

年金担保貸付勘定

当期利益 58百万円

当期利益の発生要因

借入金利息等	△2,767 百万円
(うち貸倒引当金繰入)	△8 百万円)
業務経費等	△291 百万円
年金担保貸付事業収入	3,091 百万円
受取利息等	2 百万円
退職給付引当金戻入益	5 百万円
前中期目標期間繰越積立金取崩額	17 百万円
当期利益	58 百万円

業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるもの。

	(予算)	(決算)	(決算-予算)
貸付金平均利率	1.827%	1.725%	△0.102%
借入金等平均利率	0.580%	0.501%	△0.079%
金利差	1.247%	1.224%	△0.023%

平成23年度の当期末処分利益 58百万円については積立金として整理

平成23年度 貸付実績

	予算	決算	決算-予算
資金交付	1,869億円	1,458億円	△410億円
機関債発行	820億円	670億円	△150億円
民間借入	434億円	164億円	△269億円

労災年金担保貸付勘定

当期利益 2百万円

当期利益の発生要因

業務委託費等	△ 31 百万円
(うち貸倒引当金繰入)	△ 1 百万円)
業務経費等	△ 4 百万円
労災年金担保貸付事業収入	39 百万円
受取利息等	1 百万円
退職給付引当金戻入益	0 百万円
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0 百万円
当期利益	2 百万円

業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるもの。

	(予算)	(決算)	(決算-予算)
貸付金平均利率	0.895%	0.887%	△0.008%
貸付金平均残高	5,258百万円	4,426百万円	△832百万円

平成23年度の当期未処分利益 2百万円については積立金として整理

平成23年度 貸付実績

予算 決算 決算-予算

資金交付 4,800百万円 3,644百万円 △ 1,155百万円

承継債権管理回収勘定

当期利益 56,600百万円

当期利益の発生要因

業務経費等	△3,143 百万円
(うち貸倒引当金繰入)	△243 百万円)
年金住宅資金等貸付金利息收入等	59,185 百万円
受取利息等	518 百万円
退職給付引当金戻入益	39 百万円
当期利益	56,600 百万円

(利益の処分)

・通則法第44条第1項 → 前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理する。

(業務の特例)

・機構法第5条の2の6 → 每事業年度、通則法第44条第1項又は2項の規定による整理を行った後、当該事業年度において回収された債権の元本の額に積立金相当額を加えた金額を国庫納付するもの。

回収金の推移実績

(単位: 百万円)

	(22年度)	(23年度)	(23年度-22年度)
回収金 約定回収金	101,056	91,846	△ 9,209
回収金 繰上回収金	213,034	153,906	△ 59,128
回収金 計	314,091	245,753	△ 68,338

回収金等(債権の元本相当分) 245,753 百万円

積立金(当期利益相当分) 56,600 百万円

国庫納付額 302,354 百万円

I R活動の概要（平成23年度）

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、自己資金調達による貸付原資の確保を目的として、財投機関債「福祉医療機構債券」の発行による資金調達を行っている。

資金調達を円滑にすすめるために、I R活動（投資家向けの広報活動）を下記のとおり実施した。

①投資家等説明会の開催

上半期起債時に合わせたアナリスト向け説明会（4月開催37名参加）、決算が確定する時期に合わせた決算説明会（9月開催47名参加）を当機構内において開催した。

②投資家個別訪問の実施

中央及び地方の投資家（地銀、信用金庫、JA、信用組合等）に対し、個別訪問により当機構の概要、独立行政法人を取り巻く環境、決算及び予算の概要等を説明し、当機構債券のPRを積極的に実施した。【上半期（5月）訪問先14件、下半期（11、3月）訪問先23件、年度合計37件】。

不要財産の国庫納付について

(1) 職員宿舎の国庫納付（平成23年度までの実施状況）

下記6戸の宿舎については、見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）に基づき、23年度中に国庫納付（現物納付）することとしていたが、宝塚宿舎（平井）等（表中「○」表記）については、関係機関（理財局国有財産調整課、近畿財務局）と協議を重ねた結果、売却し、金銭納付することとなった。このため、平成24年3月23日に一般競争入札を執行し、落札業者が決定したところ。（経緯及び現況については、別紙参照）

千里山田宿舎503号・913号（表中「●」表記）については、平成24年3月30日付で国庫納付（現物納付）を行った。

なお、独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）に基づき売却することとされた宿舎のうち、戸塚宿舎については、平成22年8月17日に一般競争入札を執行した結果、落札を決定し、同年9月27日付で売却代金決済及び所有権移転を行った。売却収入214,277,022円については、平成23年3月30日に国庫納付を行った。

区分	所在	土地地積 (m ²)	建物床面積 (m ²)	築年月	住宅形態	平成22年度末 簿価(円)
○宝塚宿舎（平井）	兵庫	156.42	85.86	1965.07	一戸建	24,400,002
○宝塚宿舎（山本A）	兵庫	150.80	71.58	1986.12	一戸建	24,200,001
○宝塚宿舎（山本B）	兵庫	118.08	69.98	1984.02	一戸建	18,400,001
○川西宿舎	兵庫	162.80	72.16	1987.12	一戸建	25,300,001
●千里山田宿舎503号	大阪	39.82	94.52	1976.03	共同住宅一室	9,421,001
●千里山田宿舎913号	大阪	26.55	62.18	1976.03	共同住宅一室	6,477,001
合計						108,198,007

(2) 公庫総合運動場の国庫納付（平成23年度）

公庫総合運動場については、見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）に基づき、23年度中に国庫納付（現物納付予定）することとしていたが、平成24年1月30日付で国庫納付（現物納付）を行った。

（参考）

区分	所在	土地地積 (m ²)	建物床面積 (m ²)	築年月	利用形態	平成22年度末 簿価(円)
公庫総合運動場	東京都 三鷹市	2931.01	解体撤去済	-	更地管理	559,200,000

(3) 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかの国庫納付について

東久留米宿舎、小金井宿舎ほか（戸建12戸、集合住宅5棟）については、平成24年度末までに入居者の退去を完了し、同年度以降、原則現物納付に向けて手続きを行う予定としている。

平成24年5月
独立行政法人福祉医療機構

**不要財産の国庫納付について
(現物納付から金銭納付への変更について)**

1. 経緯

宝塚宿舎（山本A、同B、平井）及び川西宿舎の4物件（「以下「宝塚宿舎等」という。）については、国庫納付（現物納付）を行うため境界確定測量業務の作業を進めてきたが、宝塚宿舎（平井）及び川西宿舎については、隣地所有者や地元自治会が「物件を売却する際には売買契約書に近隣配慮条項を設け、その実効性を担保する方策を講じて頂きたい。それが実行されない限り、境界確定には同意できない。」旨の主張をしており、境界確定協議書の締結が困難な状況となっていた。

福祉医療機構としては、「事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等に基づき、宝塚宿舎等を現物納付すべく、関係機関（理財局国有財産調整課、近畿財務局）、隣地所有者及び地元自治会と調整を行ってきたが、妥協点を見出すことは困難な状況であった。

再三にわたり財務省理財局、近畿財務局と協議を行ってきたが、平成23年11月下旬に引継先である近畿財務局より「境界確定が未了の物件については、引き継ぎ困難である。本4物件については、機構において売却し、金銭納付を行うことが最善の策である。」旨の見解が示された。

以上のことから、宝塚宿舎等については厚生労働省と協議の上、売却し金銭納付を行うこととしたところである。

2. 宝塚宿舎等の明細

区分	所在	土地地積 (m ²)	建物床面積 (m ²)	築年月	住宅形態	平成22年度末 簿価(円)
宝塚宿舎（平井）	兵庫	156.42	85.86	1965.07	一戸建	24,400,002
宝塚宿舎（山本A）	兵庫	150.80	71.58	1986.12	一戸建	24,200,001
宝塚宿舎（山本B）	兵庫	118.08	69.98	1984.02	一戸建	18,400,001
川西宿舎	兵庫	162.80	72.16	1987.12	一戸建	25,300,001
合計						92,300,005

3. 現在の状況

- 上記の経緯により、急遽金銭納付を行うこととなり、隣地所有者や地元自治会への説明（当機構において宝塚宿舎等を売却すること、売却に当たり境界確定に協力頂きたいことなど）を行い、概ね了解を得られたことから、売却に係る不動産鑑定評価の実施、不動産媒介業者（りそな銀行不動産営業部）との売却スケジュールの調整を行い、一般競争入札を行った。
- 平成24年3月23日に入札執行し、11社（山本B棟は12社）の応札があり、4物件とも株式会社エクセレントホーム（兵庫県伊丹市）が落札した。
- 平成24年4月5日付で売買契約を締結し（契約額は、90,800,000円）、契約保証金10%（9,080,000円）の入金を受けた。
- 平成24年5月7日に残金（81,720,000円）の決済及び所有権移転を行ったところであり、今後、速やかに国庫納付手続きに入る予定である。

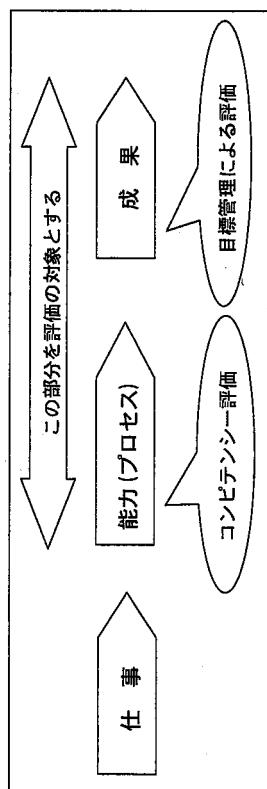
人事評価制度の運用状況

1 経緯

- (1) 平成15年度：4月から試行的運用を開始
- (2) 平成16年度：4月から本格運用を開始
- (3) 平成17年度：6月期賞与から評価結果の反映を開始
- (4) 平成18年度：6月期賞与から評価結果の反映を拡大
- (5) 平成19年度：6月期賞与から評価結果の反映を更に拡大
- (6) 平成20年度：評価結果を昇給に反映（査定昇給制度導入）・6月期賞与から評価結果の反映を更に拡大
- (7) 平成21年度：引き継ぎ、評価結果を昇給、賞与へ反映
- (8) 平成22年度：評価方法の見直し（「発揮能力に係るウェイトを変更」「附加ポイント制を新設」）
- (9) 平成23年度：6月期賞与から評価結果の反映を更に拡大

2 基本設計

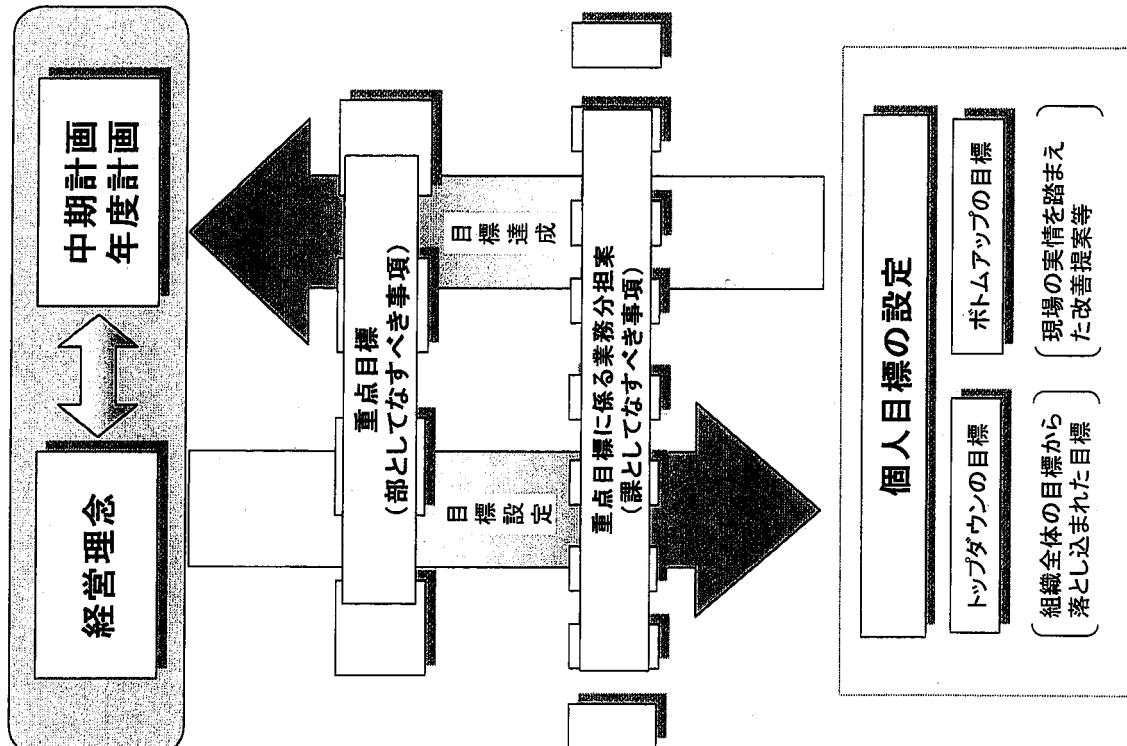
- (1) 評価の対象は、「目標管理による評価」（組織目標の達成に対する成果を評価）と「コンピテンシー評価」（成果を呈现出た職務に応じた職能による能力を評価）の2つで構成。なお、平成22年度に評価者によるポイントの付加制度を新設。
- (2) 評価の基準は、5段階の総合的評価
- (3) 評価結果はフィードバック



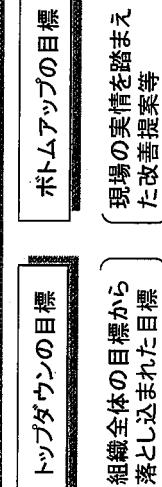
3 評価結果の活用

- (1) 賞与への反映
 - ・成績の特に良好な職員及び良好な職員には支給率を上乗せ、成績の良好でない職員は支給率をマイナス
- (2) 人事への活用
 - ・職員の昇格に当たっての参考資料として活用
- (3) 査定昇給制度の導入
 - ・平成20年4月より、人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入
 - 前年度1年間の人事評価結果に基づき、S、A～Dの5段階の昇給区分を決定し、それぞれ6・5・4・2・0号俸の5段階の昇給を行うこととした。

経営理念と個人目標の関係



個人目標の設定



研修体系

